

No.1 ○豊明市議会定例会3月定例会議会会議録(第4号)

平成25年3月4日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 千 鶴	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	近 藤 恵 子	議員	6番	藤 江 真理子	議員
7番	近 藤 郁 子	議員	8番	三 浦 桂 司	議員
9番	一 色 美智子	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	早 川 直 彦	議員	12番	山 盛 左千江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	前 山 美恵子	議員	20番	安 井 明	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	松 林 淳 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	石 川 晃 二 君	議事担当係長	馬 場 秀 樹 君
専門員	出 口 実紀枝 君	専門員	濱 島 早代江 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神 谷 巳代志 君
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美智雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君
環境課長	土 屋 正 典 君	会計管理者	深 谷 義 己 君

兼出納室長

監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

杉浦光男議員

早川直彦議員

月岡修一議員

村山金敏議員

毛受明宏議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に10番 杉浦光男議員、登壇にて質問願います。

No.3 ○10番(杉浦光男議員)

議長よりご指名をいただきましたので、質問させていただきます。

私は、行政における必須の要件である人材にかかわることについて質問いたします。

それは、もちろん豊明市の行政の担い手としての人材、組織における人材というふうにはめておきます。

多くの職員が、時期が来れば自分は係長になりたいな、もう一歩進めて課長になりたいなと思ってみえるでしょう。ここにみえる皆様方、どうだったでしょうか。

そこで庁内公募制度、すなわち自薦に基づいての昇任試験についての意義と、この制度が豊明市役所における人材の育成と行政遂行のために、よりよく機能するのか。

また機能すれば、このように機能したんだというふうには、あるいは、このように機能するであろうというふうにはかることのできる物差しはありますか、どうでしょう。

昇任試験は、公正、公平、客観性、納得性が真髓であることは言をまちません。

続いて、地域担当職員制度の試行が始まると聞いています。

ここでも、人材がかかわってきますので、最初の公募制度とセットにして、少しこれらのことについての意義等を伺いたいと考えています。

次の課題に行きます。

市内には、古くから先人がつくってきた有形無形の生活様式の中に価値が高いものが数多くあります。

市長の施政方針の中に、歴史と文化、豊かな自然と住環境など、豊明市ならではの独自の魅力、すばらしいポテンシャルを再発見した1年であったと述べています。

そこで今回、文化財について問うという課題にして質問させていただきます。

行政に、文化財というものについての再認識をしていただきたいとも考えています。認識はしてみえるでしょうが、そのところに「再」をつけました。

文化財は、費用対効果という面では少ないお金で効果は大と考えています。数字での表現は難しいですが、市民の中に明るさ、誇りといった心、情意の問題を持っております。

小中学生にとっても、郷土愛に必ず結びつくことは想像しがたくないのであります。

通告に従って、文化財として考えているもの、あるいは指定しているものの例示、例示で結構です。例示をお願いします。

あわせて予算的な裏づけ、少し各論に入りますけれども、桶狭間古戦場伝説地、沓掛城址、一之御前安産水について予算と、それらへの維持管理の取り組み、啓蒙等を伺います。

最後に、文化財と観光を結びつける施策がありますか。

また、それらの取り組みの一端でも述べていただけたら幸いです。

以上で壇上からの質問を終わります。

No.4 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.5 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部の所管から順次、お答えをいたしてまいりたいと思います。

まず、1つ目のご質問の庁内公募制度による昇任試験についてのご質問でございます。

まず、この制度の意義についてということでございます。

今回、管理監督職への昇進について試験を行うということで実施をいたしました。

意欲及び能力のある職員に、その機会を平等に与えることによって、能力を最大限に発揮してほしいと、そういう思いがございました。

職員の意識も変えていっていただきたいということで、そういったことを目指してやるとい

うことにいたしました。

またですね、若い世代の登用を可能とする仕組みづくりによって、組織内に適度な緊張感と健全な競争原理をもたらして、組織の活性化を目指したいというものでございます。

そして、何名応募し、どのようにして行われたかということでございます。

今回、課長級に10名、主幹級に1名、課長補佐級に13名、担当係長級に29名の、計53名の応募がございました。

試験は論文試験と面接試験を行いました。これに人事評価を加えて、総合的に合否を判定をしております。

そして、この制度が豊明市における行政遂行のため、よりよく機能するか。また、そのことをどのような物差しではかるのかというご質問でございます。

これにつきましては、この制度によって、若手職員や女性職員が、積極的に管理監督職員として、昇任試験にチャレンジができるようになり、職員の意識改革や新たな職場風土の醸成、ひいては組織の活性化につながっていくようにしたいというふうに考えております。

そして、成果をはかる物差しということでございますが、なかなかこれだというようなことというのは、申し上げにくい、難しいところではあるんですが、例えば管理職の平均年齢が下がるだとか、女性管理職の割合が多くなるだとかということが、具体的な指標として考えられるところではないかと考えております。

現在、管理監督職の平均年齢、部長級で58歳、課長級が56歳、主幹級が59歳、課長補佐級が55歳でございます。担当係長級については、50歳が平均年齢ということになっております。

また現在、保育士職及び消防職を除いた女性の管理職の割合でございますが、10.2%です。これを、「とよあけ男女共同参画プラン」に目標として掲げております、30%に近づけていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.6 ○議長(安井 明議員)

神谷参事。

No.7 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、市民生活部より地域担当職員制度についてご答弁を申し上げます。

地域担当職員制度は、地域が抱えるさまざまな問題につきまして、市民と職員がお互いに意見を交わしながら、問題解決に向けて一緒に考えることにより、地域自治力の向上を図るとともに、地域の声を幅広く聞くことによりまして、市の政策に地域の声を反映させ、市民目線での政策の実現を目指すものであります。

平成25年度につきましては、職員の派遣を希望する区を2つから3つ選定をし、1行政

区につき3名の職員を派遣する予定であります。

派遣職員の選定につきましては、公募により職員を募集し、決定をする予定であります。

なお、この地域担当職員制度実施に係る予算につきましては、土・日や夜間の会議に出席する場合には、超過勤務扱いとなりますので、市民協働課が所属します総務管理費から支出をする予定をいたしております。

終わります。

No.8 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.9 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部から豊明市の文化財についてお答えいたします。

まず第1点目、文化財にはどのようなものがあるかについてお答えいたします。

文化財は、豊明市の歴史や受け継がれてきた文化などを正しく理解するために、欠くことができないものであり、貴重な財産であります。

また、将来の文化の発展向上の基礎をなすものであって、その適切な保存活動を図ることは、極めて重要であると考えております。

本市の文化財は、包蔵地から出土します遺構遺物の埋蔵文化財と、美術品では諏訪社の狛犬、棟札、工芸品では青木地蔵、二村山の斬られ地蔵、建築物では曹源寺の山門などが有形文化財であります。

また、古くから残る風習、祭りなどの伝統芸能では、大脇の梯子獅子や上高根の棒の手、これらを無形文化財に指定しております。

そして天然記念物では、県指定のナガバノイシモチソウ、市指定の大狭間湿地、史跡名勝では、国指定の桶狭間古戦場附戦人塚・一里塚、そして市指定の一之御前安産水などの文化財がございます。

次に、2点目の文化財の予算の裏づけであります、豊明市文化財保護条例や豊明市文化財保護補助金交付要綱により、予算措置をしております。

3点目のご質問であります、まず予算につきましては、桶狭間古戦場伝説地は整備費用として38万円、桶狭間古戦場保存会に補助金として27万円、沓掛城址には整備費として160万円と、沓掛城址保存会に補助金3万5,000円の支出予定をしております。一之御前安産水には、補助金2万円を予算措置しております。

桶狭間古戦場伝説地及び沓掛城址は、パンフレットなどを作成して、桶狭間古戦場パンフレット収納ボックスや中京競馬場前駅駐輪場、高德院の管理事務所に置いてPRに努めております。

以上、終わります。

No.10 ○議長(安井 明議員)

横山経済建設部長。

No.11 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部からは、4番の文化財と観光を結びつける施策、その取り組みについてご答弁申し上げます。

豊明市観光協会におきましては、豊明市文化財等を活用した豊明市のPR活動を行っております。

毎年6月に、桶狭間古戦場まつりのメイン会場といたしまして、国指定の桶狭間古戦場伝説地を中心に開催して、毎年3万 5,000 人の方が来場されております。で、全国にPRをしております。

桶狭間古戦場まつり当日は、スタンプラリー、これの参加者は3,400人程度でございますが、それを開催して、前後駅から沓掛城址公園、二村山などの名勝を歩いてめぐるハイキングを実施しております。

まつり開催時以外でも、桶狭間古戦場伝説地で「とよあけ桶狭間古戦場ガイドボランティア」の方々が、桶狭間古戦場伝説等を語る活動をされております。

平成22年9月から実施して、おおむね3,000人の来訪者におもてなしを行い、喜ばれているところでございます。

また、曹源寺山門や阿野一里塚、そして、県指定無形民俗文化財である大脇の梯子獅子の会場でございます大脇神明社には、毎年9月から11月にかけて行われる「トコトコ東海道」のイベントの1つであるウォーキング大会にて、誘客を図っております。

昨年の大脇神明社では、大脇梯子獅子保存会や地元の氏子の方々のご協力のもと、梯子獅子の様子をDVDで上映して、来訪者に喜んでいただきました。

さらに、市内の神社仏閣におきましては、商工会の「桶狭間十三佛巡り」事業で訪れることができるような仕掛けがしてあり、楽しむことができます。

来年度も文化財というハードを活用しながら、地元の方々のおもてなしというソフト部分を交えまして、市内外に豊明市をPRしていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.12 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.13 ○10番(杉浦光男議員)

それでは、壇上からの流れに従って再質問をさせていただきます。

人材を得る、まあ昇任試験についてですね、私が先ほど申し上げました真髓というのは、公正、公平、客観性、納得性、こういうものがやっぱりきちっと定着するということが、極めて重要なことです。

で、行政経営部長さんのご答弁を聞いて、まあ率直な感想ですが、わかったことは、単純にわかったことは、あっ、ひょっとしたら女性の管理職が増えるかなと。ここに1人もおみえになりません。ここに5~6人はみえてくるかなという気がしたのです。

が、後のことについては、ちょっと私の理解不足もあって、焦点がいま一つ定まりませんでした。

と申しますのは、それでは従来の任用の仕方は、さっき言った公平、公正、客観性、納得性というものがなかったのか、それなりにあったにしても、丸でなくて三角だったのか。そういうふうにはもう直感でどんと来たんです、ご答弁を聞いて。

だけど、さっと納得できたのは、女性の管理職が増えるであろうと、これはもう自明のことというか、言葉の中からもわかりました。

雑感をちょっと今述べましたが、細かいことを聞いていきます。

挙手することは必須の条件ですか。

No.14 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.15 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回の公募制度というのは、先ほど議員もおっしゃっていましたが、今までの任用制度と一番違うところは、やはりみずから進んで上位の職につきたいということの希望を言っていたかという、そういう制度でございますので、そういったことで挙手をするということが前提でございます。

ただ運用の中です、例えばポストの数よりも応募者が少ない場合がございます。

そういうときには、応募していただいた方以外からも当然、任用する必要がございますので、そういったことは例外としてございます。

一義的にはといいますか、原則は挙手をするということが、大原則ということでございます。

以上です。

No.16 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.17 ○10番(杉浦光男議員)

中身が重なったりして、繰り返し繰り返しになっているかもしれませんが、そうすると責任感が大、それから仕事は間に合うよ、協調性もいいよ、こういう職員がおったけども、日本人の昔からの美德というか、一步下がって師の影を踏まずじゃないですが、人にちょっと譲ろうというような気持ちで手を上げない、そういう職員はいろんな世界にいるということは聞いたし、僕の身近にもそれなりの人は、自分の人生の中でおったというふうに考えております。そういう方がみえるんじゃないかなというふうに思います。

手を上げることが必須の条件であるならば、そういう方に対しては、人材ですので、どういふふうに対応していったらいいというふうに思われますか。

No.18 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.19 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まさに今ご指摘のように、今回の試験が手上げ方式である以上ですね、先ほどの謙讓の美德で上げられない方も、おみえになると思います。

それが当局にとって、理事者側にとって、なっほしい人がなれないということにつながるという、そういうご指摘かと思ひます。

今回の制度を実施するに当たって、部課長会議でもその辺のことを話し合いました。

各部課長さんには、自分の所属のそういった年齢に達している、試験を受けることができる人たちに、積極的に「ぜひ、受けてみよ」というような声かけをしていただいたということでございます。

以上です。

No.20 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.21 ○10番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

そういうことですね、ちょっと一步前に出ることを、ためらっている方に対しても、できるということはわかりました。

が、そこでやっぱし今度、上位の方、そこでの課長さんなり、部長さんなり、上の方に、こ

れはやっぱし難しい問題が出てくるというのは、肩をたたくんじゃなくて、そのことが高じて、自分の気に入った人、これは自分の部下にするといいぞという人を、恣意的な、あるいはそういう面で、「おい、おまえ、手上げてやれとか」とか、そういうふうになったら、この趣旨がひっくり返ってしまいますね。

だから、本当にそういうみずから進んで手を上げない、自薦をしないという人に対しての扱いというのは、これを活かして豊明の人材としようと思えば、皆さん方の力量が問われている、そのことについては。いいですか。

これは1つ、私の意見も加えて課題を申し上げて、この問題はちょっと留保しておきます。

それから、この試験の中身ですね、先ほどちょっと聞き忘れて、ちょっと漏らしてしまいました。もう一度、本当に申しわけないですが、もう一度、言ってください。試験の中身。

No.22 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.23 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回の試験の中身は論文試験と人事評価と、後は面接で、その3つでございます。

一番ウエートの大きいのは、やはり仕事の状況を見る人事評価、上司がつけた人事評価が50%、面接が30%、論文が20%の合計100%で、65点以上が、まあ65点以上とった人から、上位の得点者から選んでいくと、そういう制度となっております。

以上です。

No.24 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.25 ○10番(杉浦光男議員)

わかりました。

もうはっきりさせるために、僕も今、ご答弁いただいたことを繰り返しながらいきますね。

65点が合格ライン、そして何だ、人事評価が50点、面接が30点、論文が20点、それを手を上げた人に同時にやるということですよ、試験ですから。

ここで僕、2つ質問させていただきたいんですが、だから、この3分野あるんだけど、いづれにしても、その前提、潜在的にベースで流れるものは何かと云ったら、その人のやっぱし能力をはかっているし、今までの仕事の業績をはかっているしと思うんだ。

抽象的にぽん、抽象的に論文をしゅしゅ、しゅと見て、ああ上手に書けておるな、合格。

こんなわけじゃないでしょう。

だから、3つの分野に分かれているけども、その前提になるのは、やっぱり何ていうんだ、能力、それから業績、能力とか業績というのが、全部にかかわってくるんじゃないかなというふうに、僕は今言われたことから想像します。

そして、そのことで僕が再度、もう一度質問させていただくのは、その論文ですけども、論文というのは一斉に課題を与えて、大学入試だとか、あるいは何かの資格試験のように、一斉のテーマで一斉に課題を与えて、参考書も持ち込んでいいよ、何を持ち込んでいいよ、自分のもうありとあらゆる力を使ってやりなさいと。時間も長時間与えて、そういう論文を書く仕方もあると思う。

僕はそういうのがいいと思うんだけども、あると思いますが、論文についてちょっと詳しく聞きますと、どうやってやるんですか、論文といっても。

No.26 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.27 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

論文の提出方法は、あらかじめ決められた日にちまでに、紙または電子メールで秘書政策課長のほうに提出をするということで、今回はやらさせていただいております。

以上です。

No.28 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.29 ○10番(杉浦光男議員)

そうすると、ちょっと僕が理解していた論文と違って、論文はもう少し課題をばつと与えて、同時展開でやるのかというふうに理解していました。ちょっと理解不足のところがあったかもしれません。

それで今度、僕の意見というか提案型のやつを言いますので、今年はこのようにやっても、来年からまたいろんなことで、きっとこれは変わっていくと思うんです、新しい試みは。やり方が。

だから、その参考になったり、参考にならぬまでも、まずは検討してみてください。

僕は、やっぱりこうやって、こういう新しい試験制度をやるんだから、本当に豊明市のためにやろうという情熱、やるぞやるぞという情熱、だから情熱だけではだめです。プラスビジョン、こういうふうにやる。情熱とビジョンを持った人をすくえるか、すくい上げるか、でき

るかどうかということが、ポイントなんですよ。

手を上げるというのは、1つの技術的な問題であって、こんなもんは技術でしょう、技術。あるいは皆さんに、女性の方たくさん前に出なさいよという、前に出させる1つの方策、手を上げるというのは。

だけでも一番大事なのは、情熱とビジョンを持った人をすくい上げるかどうか。だから、試験の手を上げる前に、一斉に本当に自分リーダーとしてやりたいという人には、そこで自分の情熱、自分のビジョンをあらわすような論文を提出させる。文にしたものを提出させる。

それを読んで、どえらい立派な内容、だめなのもありますけども、だめなのでもむやみに、やみくもにペケにしない。手を上げるということが前提だから出させる。そうすれば、みんな一生懸命そこで自分の方向性なり、いろいろなものを考えますよ。

そして出させておいて、出させておいて、手を上げるという人は出しますよね。それから改めて手を上げると。

そして、さっき言われた3つの試験に臨む。だから、論文はもう一回やるんですよ。そのときは、前もってインターネットでどうのとか、あるいはどうのこうのではなくて、統一課題で出す。統一課題。やっぱり、そのぐらい厳しくやらぬとだめですよ。統一課題でやる。

これは今後のことで、1つの、おたくたちがこの任用制度を成功させようと思って、いろいろ討議して、課題を解決していくと思うんだ。

そのときに参考意見というか、1つの、ああ議員が一般質問でこんなことを言っていたということで、メモしておいてくださいよ、今。そして、やっていただければありがたいというふうに思います。これは私の提案ですよ。

それから、そうですね、要するに人事考課も論文も面接も、本当にビジョンとその人の情熱、やろうというものが伝わってきて、そういう能力、それから過去のことは過去の業績がありますから、わかるじゃないですか、過去の業績はね。

係長になろうという人は、係長前の業績がある。課長になろうという人は、係長のその時点までの、手を上げる前の業績がある。

だから、それに本当に情熱と何だ、ビジョン、これからこうせよというのがあれば、合格というふうにしていただきたい。

再質問と同時に私の考えも言ってしまいましたので、一応ここで座ります。

それでまた、手を上げます。

No.30 ○議長(安井 明議員)

そのまま続けてください。

No.31 ○10番(杉浦光男議員)

はい、すみません。

そうするとですね、今度、合格しました。杉浦光男は 68 点とって合格しました。自分は市民課長になりたいというふうに自己申告というか、気持ちとしては、初めからの情熱とビジョンも、そこら辺に焦点がいていたという、あるいは視点がいていたとします。なれますか。

No.32 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.33 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回の昇任試験につきましては、どこになりたいという、そういう希望を聞くためのものではなくて、あくまで、その職員のマネジメント能力を見るためのものでありますので、どこにつくかというのは、また別の問題で、それについては任用のほうでやると。

要は、課長になれるかなれないか、補佐になれるかなれないかというようなことを、試験で決めさせていただく、そういう制度でございます。

以上です。

No.34 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.35 ○10番(杉浦光男議員)

お答えを聞くと、すぐ再質問が頭に浮かびます。

今、マネジメントと言ったでしょう。僕、マネジメントって何だというふうに、ぱっと反応するわけですね。

じゃ、僕がいうマネジメントを先に言いますので、再質問ですから、おたくが考えるマネジメント、行政経営部長が考えるマネジメントを教えてください。

僕、課長だったら、僕が課長に 68 点で合格したとします。そしたら、やっぱり課ですから、課をうまくまとめる。課の中には係があるじゃないですか。係には個性の強い係長もいろいろいて、言うことを聞かぬとか、あるいは違うことを言うとか、いろいろありますよ。

あるけども、課ですから係をうまくまとめないかぬから、係長をうまく指導して、1つの課にまとめていく。そして、Aの係の仕事がちょっと暇のときは、Bの係を手伝わせにいかせる。時期によって、係によって仕事の濃淡があるじゃないですか。

だから、そういうときに見ておったらわかりますよ。忙しそうに働いている人、コンピュータ一とにらめっこしている人、用事を言ったり、隣の人と笑いながら、遊んでるとは言いませんけども、言ったりしている職員、おりますよ、これは。

その時期の問題、いろんな問題がありますけど。皆さん、よく見てますよ、職員のありようを。だてにフロアを歩いているわけではありません。

だから、そういう課をうまく本当にまとめてくれるかというのが、これがマネジメントね。

それから課だけじゃなくて、課が幾つも成り立って部になる。部が成り立って役所ができていますから、そういう高いレベルのことも考えられるかどうか、これが課長のマネジメントだというふうに僕は思いますが、行政経営部長、答えることばっかで申しわけありませんが、あなたはどのように考えますか。

No.36 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.37 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今、議員がおっしゃいましたですね、課をまとめるだとか、そういうスケジュールの調整をやるということは、もう本当に必要かと思えます。

そして、市全体のことを眺めて、課長となれば何がこう自分の課に求められているのかということも考えて、それを係長や部下に落とし込んでいくということは、やはりマネジメントではないかなということをおもいます。

目標管理も含めて、そういったことがマネジメント能力であるというふうにいえると思いません。

以上です。

No.38 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.39 ○10番(杉浦光男議員)

はい、ありがとうございました。

で、先ほどは私が言いましたように、わかりやすく事例で言っているんですが、私は市民課長を望みましたけど、自己申告のおりにいかぬということですので、おたくたちが、上の方たちが、それを決める人が言われるように、まあ税務課長でもよしということで、なったといたします。

もう一つ、ここで聞いていて課題が出てきたんですが、65点が合格ラインでしょう。合格はしたけど、いろんな諸般の事情でポストが狂ってくることもあるんですね。課長の10ぐらいのポストがあるのと言ったけど、合格者が13人とかになった場合に、この3人はどうなるんですか。

No.40 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.41 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げたように、65点以上ある人の中から、成績上位者、まあ1番から例えば10個ポストがあれば、10番までとっていくということで、13人が合格しておっても、その3人については、今回は結果的に不合格、ポストにつけないという、そういうことになります。

以上です。

No.42 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.43 ○10番(杉浦光男議員)

そうするとですね、その辺の合格者とポストの数の絡み合いみたいなものも、結構技術的にいろいろ難しい面がありますよね。

だけど、みんな、この制度そのものには意欲を持って手を上げて、65点が合格だということで、65点とったわけだから、そしてもうだめだと。結果としては、おまえ不合格だよと言われるのと一緒じゃないですか。何か寂しいよね。

それと、来年までそれを持ち越せませんか。持ち越せませんかという僕の考えじゃなくて、それを聞いておる。僕は持ち込まぬほうがいいと思うんですが、結論からいうと。持ち込めませんかと聞いています。

No.44 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.45 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今、ご指摘のことも部課長会で議論になりました。

せっかく受けてもらって、しかも65点以上とって受ければ、その3人なら3人は、次の年に持ち越してはどうかというご意見が、部課長会でもありました。

ただ、しかしですね、それをやってしまいますと、次の年のポストが、最初からもう3つなくなってしまうことになります。

それで年齢制限がございまして、現在、係長クラスを受けられる人は、大卒でそれぞれ

入ると 35 歳で受験資格がございます。

例えば今年 34 歳の人が出て、来年、じゃちょっと受験してみようかなと思っていたときに、今年受けた人がスライドで、それだけ埋めていってしまう。

また、例えばポストが3つしかなければ、今年受けた人で、それで終わってしまうということになってしまいますので、そういうことはできない。

もう一度、人事評価を上げていただけるように仕事を一生懸命やっていただいて、次年度、今年、そういう惜しくもという人も、もう一回、さらに頑張っていたらこうと、そういうことで今回の制度にいたしました。

以上です。

No.46 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.47 ○10番(杉浦光男議員)

大分、中身がわかりましたが、意地悪いさんのように、またちょっと、ぱっとまた違う、僕、反応がこう頭に出ましてね。

そうすると、それを採点したり、いわゆる採用するトップの人たちですね。トップの人たちは、これは去年受けたけど、10人しかポストがなくて、これ11番目だったと。今年また受けたけど、またポストが10しかなく、これ11番目だと。これちょっとかわいそうだなと。

何となく心の中にもやもやとした気持ちが動いて、湧いて、人事考課点は本当は20点だけど、23点だと。10番になるような操作、そういうことって起こり得るか、起こり得ないか。

答弁としては「起こり得ない」というふうに言うと思いますけど、私はぱっと出てきたときに、ああ、しかしそれもしようがないことか、それもあり得るかなというようなことを思いましたが、再度聞きます。

No.48 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.49 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういったことはあり得ないと思います。

以上です。

No.50 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.51 ○10番(杉浦光男議員)

それじゃ、ある意味では新しい制度ですから、本当にこれが役所のため、うちの人材を上に向けていくために役立つかどうかということをはかる物差し、なかなか難しいと思えますけれども、今その1つとして、部課長マニフェストというのがあります。

僕、ずっとこれ読まさせていただいたけど、マニフェストとっていいか、だからマニフェストって何かという課題は、問題がありますよ。いろんな解釈の仕方があるから。

マニフェストとっていいか、目標設定というか、単なる目標を設定したという、これもちょっと持っておりますが、このことについてもまだ、皆さん十分に慣れてないというか、いろいろだと思えますけども、このマニフェスト、あるいは目標の設定というものを、この部課長の人たちが自分たちで研修をして、ぴしっとしたものを今以上にですよ、今はだめとは言いませんけども、今以上のものをつくっていただいて、僕はそれが1つの基準になると思えますよ、1つの基準。

成果なんていうのは、3年、5年、10年先しかわからへんから、そんな長期のことを言っているのは、行政としてはいけませんので、もうすぐ来年どうかということになれば、このマニフェストを、本当にそれもマニフェスト、目標設定、言葉を強くかえてしまいますが、これを本当によくわかるように書いていただいて、目標行動、難しい言葉ですよ。行動目標と書いていただくとわかりやすいですね、余り抽象的に書くんじゃないで。

抽象的だと、やったかやらぬかとか、わからぬものが出てきますので、行動目標的に書いていただくと、わかりやすいと思えますが、部課長の人たちが時間外でやってください、時間外で。管理職手当もらっているんだからね。

そして、きちっと目標を設定してやれば、25年、26年でもある程度想像はつく、予想はつくというふうに思います。

課長になりたいという人は忙しいですよ。4月1日から課長の辞令をもらって、すぐマニフェストつくれですから、忙しいと思えますが、これもやっていただくと。

そういう意欲とビジョンを持って手を上げたわけですよ。そして無事合格して、その役についたわけですので、もうやっていただくということですね。

時間が来てしまいますので、じゃ、この問題については、本当に庁内、一応幹部の人たちが一致団結しないと僕は成功しないと思う。

一致団結して、いろんな意味で一致団結をし、試験を、さっき言ったように、またキーワードにいきますけれども、公正、公平、客観性、納得性、そのようにして、そして本当に情熱とビジョンを持った人をすくい上げていく。そうすれば、ほかの職員も納得するということもあるし、客観性があればね。

この役所の中でみんな変な雰囲気が出てくる、あれだけいい格好して手を上げて、あれだけぱっぱぱすくい上げられていったがやとか、そういうことは社会ですから、出やすいですよ。

だけど、そういうことが出ないように、みんなが本当に納得して、ぴしっと進んでいったならば、僕はいい成果が出ると思いますよ。

だから、一見よさそうなんだけど、すごい難しくて課題があるよということだけを、指摘したいというふうに思います。一見よさそう。

その次は2番目のあれあれ、壇上から質問しました地域担当職員制度の試行が始まるということですが、これも挙手をしてというのですね。ボランティアということを知りましたもので、どういうことかなということ、そこのとこだけに注目して、きょうは質問させていただきましたが、時間の関係で、もう再質問は用意してきましたけども、しません。

次、文化財のほうに行きます。

文化財はですね、じゃ、もうさつと各論に行きます。

桶狭間古戦場、名古屋のほうでも古戦場はこちらだよというふうに言っております。口無池のほうだよと、山1つ越えて向こうだよと、豊明から見て。言っております。そして有松駅等には、かなりの大々的な宣伝をしております。

豊明市もああいうふうにやれませんか。ああいう宣伝でしたら、費用対効果で僕は効果大だと思いますけど、中京競馬場に来る人、いろいろな人の目にとまっていいが、そういうことができるかできぬかということをお聞きします。

No.52 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.53 ○教育部長(津田 潔君)

桶狭間の伝説地ではありますが、議員が今おっしゃられるように、名古屋市さんのほうで活発に活動されております。

本市としましても、貴重な文化財でありますので、その辺は後ほど、産業振興課、こちらのほうとも連携して、市全体でその辺の桶狭間古戦場伝説地のPRに努めていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

No.54 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.55 ○10番(杉浦光男議員)

産業振興課のほうと連携してということは、産業振興課といたら、先ほど言った観光の面、観光の面で、横山部長さんにもある程度答えていただけましたけれども、そこで再質

問です、再質問ということでお聞きしますが、それじゃ行政と観光協会は関係があるでしょう、どういう関係になっているんですか、行政と観光協会というのは。

No.56 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.57 ○経済建設部長(横山孝三君)

観光協会は、豊明市の観光施設の開発整備を促進して、それから観光行事等の紹介、宣伝を行って観光客の誘致を図り、市の発展に資するということを目的にして、市内観光事業に関係のある団体及び本会の趣旨に賛同していただけます団体、あるいは個人で組織しておられます。

市の施策と観光協会の目的を推進するということで、市は観光協会へ補助金を交付しております。

その補助金を原資にして、観光協会また市民からの寄附とか、そういうものをいただいて、合わせまして観光協会が、市の観光についてPR等を行っているという組織でございます。

現在、観光協会の会員さんは 102 名、102 団体でございます。

以上です。

No.58 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.59 ○10番(杉浦光男議員)

観光協会のことはよくわかりましたが、観光協会というと、やっぱりある程度独立した協会ですので、独立した、法人か法人じゃないか、ちょっとわかりませんが、そういうものであると。

そして、そのところに市の職員は入っておりますか。

No.60 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.61 ○経済建設部長(横山孝三君)

観光協会の会長さんとか、そういった方々をお支えするために、市の職員は事務局とし

てかかわっております。

以上でございます。

No.62 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.63 ○10番(杉浦光男議員)

そうすると、観光協会というのは、やっぱり主体は観光協会、すなわち民間という感じがしますよね。

それで、そこで市が事務局的に支える。そうすると、先ほどのまた中京競馬場の桶狭間古戦場の宣伝で、中京競馬場に僕は何かもっと大々的にステッカーを貼ったり、案内板を立てたりというようなことを、あのあたりにできぬかなと思うんですが、市が主導して、事務方で事務局もみえるわけですが、市の行政としてかなり主体的にというか、1歩も2歩も前に出てやるということは可能ですか。

No.64 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.65 ○経済建設部長(横山孝三君)

観光担当係長がおりますんで、市のほうももちろん積極的にバックアップしてまいります。あくまで観光の面につきましては、観光協会さんをバックアップしていくということでありまして、事務局と観光協会の総会に向けて、原案をつくっていくという予定をしております。

以上です。

No.66 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.67 ○10番(杉浦光男議員)

その観光協会と市の行政との結びつきというか絡み合いみたいな、僕の理解不足もあってちょっと難しい面もあるのかもしれませんが、私はこう考えているんだね。

観光と云って、観光なんていうのは、まちづくりそのものじゃないの。

観光というと、観光地、どこかいいところに行くぞとか、遊びに行くぞという問題じゃなくて、観光というこの2文字は、僕はまちづくりそのものだと思うんだわ。まちづくり。

そうすると、市長がよく言っているように、豊明には花き市場もあるよと、有名な中京競馬場もあるよと、そういうことでいうと、行政の1つの大きな枠組み、まちづくり、豊明市の将来像、ビジョンの中にばさっと入ってきていいと思うんだね、観光なんていうのは。

だから、そういう意味では、もう強いパイプというか、そういうものをやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

でないと、以下同文、以下同文と、去年と全く予算も一緒、PRの仕方、取り組み、それも一緒だよということでは進歩がない。去年と一緒に。それで来年になったら、また去年と一緒に。僕はそういうことをちょっと残念に思うね。また、よろしく願います。

続いて、質問していきます。

沓掛城ですけども、沓掛城址ですが、これはいろんな文献で、肝心なことだけちょっとミスがあって、ちょっとわかりませんが、沓掛城址というのは、特定な行政から、例えば豊明市とか県とか国とか、文化財として指定されておりますか、おりませんか。わかったら言ってください。

No.68 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.69 ○教育部長(津田 潔君)

沓掛城址は今現在、指定は受けておりません。

以上です。

No.70 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.71 ○10番(杉浦光男議員)

僕も、いろんなちょっとした書物、書物というか、豊明から出ているものを見ると、指定を受けたということは書いてないので、その辺はちょっといぶかっておったんですが、沓掛城というのは、ここにも豊明市教育委員会が出した「沓掛城址」という、どれくらい分厚い、これ今から二十数年前に出されたものですよ。豊明市ですから、教育委員会。

それから発掘して、いろんなものも出てきておりますね。土器やなんかも出ています。

それから、全国区の「歴史研究」という、こういう書物がありますが、これに沓掛城発見、沓掛城の新発見というので、沓掛城の大体の輪郭はここだと。今はこれだけですけど、もっとこっちまでこうだったという新発見が出ております。

豊明でほかの動き、こういう文化財のね、指定されている、されていないにかかわらず文

化財ですよ。これはほかにも古戦城址、義務教育や高等学校の教科書にも、過去には出てきました。今は知りません。昔、私が教えている時分には、もうゴシック体の太い字で出てきました。桶狭間古戦場ね。

それから、この沓掛城も、これは全国版なんですよ、沓掛城址と桶狭間古戦場伝説地は。だから、もうこここのところに力を入れていただきたいというふうに思います。

それで、特に沓掛城についていえば、本当に史跡と同時に憩いの場、今でもご存じだと思うけど、蛍を育てようとやっていますよね。お二人の方が一生懸命に取り組んでおられます、蛍。

それから桜もいいし、花菖蒲やなんかもこれからできてくる。だから、憩いの場としてもいいし、指定されている、されていないに関係なしに史跡、それも全国版。

だから、もう担当部署の方によろしくお願いします。本当に補正を組んでも、必要なところにはやっていただきたいというような気持ちがあります。

それから、次のまた質問に行きますが、一之御前安産水というのは、先ほど文化財の中で言ってくれましたが、言質してくれましたが、一之御前安産水ですよ、水ですよ、水。水が出てないのを知っておりますか。

No.72 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.73 ○教育部長(津田 潔君)

一之御前の安産水につきましては、氏子総代の方にお話も伺っております。

お話を伺いますと、昭和 50 年、沓掛小学校が体育館を建設した当時から、だんだん水が少なくなってきて、現在かなり水量も激減していると、そういうふうに伺っております。

以上です。

No.74 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.75 ○10番(杉浦光男議員)

安産水で水が出なかったら、安産水ではありません。

それだけじゃなくて、水が出ないと値打ちがなくなって、そこに訪れる人もなくなる、汚れてくる、汚くなる、マイナスイメージが出てくる。

豊明の文化財は一事が万事で、全部これかということになったら、文化財で僕は一番最初に言いましたよ、この壇上からも。

文化財で人々の心を癒やそう、徳、情意ですよ。癒やそう。そして、子どもたちには文化財を通して郷土愛を育もうなんて、反対の現象が起きてしまうじゃないですか。僕がひとり勝手に壇上からそう言ったわけじゃありませんよ。

文化財の持つ意義は、10人が10人、心を癒やしてくれるし、将来の希望を与えてくれるものじゃないですか。

だから、これは文化財というんだったら、もう指定から外して、文化財という言葉を使わなきゃいいけど、使って、こうやって書物にぼんぼん書いているんだったら、必ず直してくださいよ。そうなったら文化財じゃなくなるじゃないですか。水が出るようにしてください。

じゃ、それを聞こう。

No.76 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.77 ○教育部長(津田 潔君)

水が出るようにということのお話であります。平成19年から20年にかけて、沓掛小学校の校舎増築をいたしました。そのときも工事前、工事中、工事後、工事期間中、工事による影響で安産水が濁水しないように配慮をして行っておりました。

その後ですね、また5年ぐらい経過したわけですが、その間にまた、水が枯れている現状です。

原因としまして、なかなか地下水脈の関係があるものですから、これといって原因を追及するのは難しく、何が原因で水量が減っているかというのは、はっきり申し上げて現在つかんでおりません。

ただ、議員がおっしゃるようになりますね、一之御前の安産水の文化財は、昔から歴史的、文化的、そういう伝承がある、そういういわれがありますので、今現在、水が出ないから文化財から外すというわけではなくて、そういう伝承を大切に文化財として残していきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

No.78 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員に申し上げます。

残り時間、4分を切りました。

杉浦光男議員。

No.79 ○10番(杉浦光男議員)

今のことで誤解があるといかんで、僕、もう一度言い直しますよ。

「外せ」と言っているんじゃないよ。そういう意味で考えないと、物事は進まぬよと言っているんだよ。

今の答弁のように、昔出たから安産水ということで、いわれはそのまま大切に残しましょうでは、これはちょっとね、それでも整合性はありますよ、整合性は。言葉として。だけど寂しいよね。整合性はある。否定はしない。寂しいですよ。

だから、出る工夫を、まあ出るか出ぬかわからぬが、出る工夫を一遍してみるぐらいの工夫というか、取り組んでみるということぐらいはしてくださいよ。

あと3分ですので、ちょっと全部しり切れトンボになりましたけども、人事の問題、これから区に派遣される人事も一緒ですが、人事の問題というのは、うまく機能すればすごいエネルギーになる。まずく機能すると、下手に機能すると、足を引っ張る。

だから、これがスタートしたというんだから、成功させようという意気込みでやってください。

そして、女性の管理職、数人は見える日を楽しみにしております。

それから、文化財についていうと、何度も繰り返すようだが、たかが文化財、市の役所あるいは文書の隅っこにいつてしまうのではなくて、前のほうに躍り出るように考えていただきたいなど。

これは費用対効果でも、校舎を何億とかけて1つつくると、そういう問題じゃなくて、割合小さなお金で効果が大きい。

もう一度繰り返しますが、安産水の水が出てなかったら、遠足で連れて行って、小学生を遠足で連れて行ってもたるいよ。「先生、これ何、安産水とってるけど水ないがね、汚いがね」と。それでは心は育ちませんよ。

以上で終わります。

No.80 ○議長(安井 明議員)

これにて、10番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

No.81 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 早川直彦議員、質問席にて質問願います。

No.82 ○11番(早川直彦議員)

それでは、通告に従い一問一答方式による一般質問を始めます。

まずは、入札後の工事変更についてお聞きします。

平成24年9月定例会月議会決算特別委員会で取り上げた内容についてなんですが、平成23年度の墓園事業特別会計にて、勅使墓園第2期第3工区工事の平成23年度予算が1億4,500万で、工事の入札が8,614万2,000円でありました。

しかし、途中で工事変更があり、1億1,389万4,550円で工事が行われました。

決算額が契約金額より約32%増、金額で申し上げますと、約2,700万円という多額の変更が行われております。

このようなことがなぜ起きたのか、また、入札後の工事変更についての改める考えがないのか、そのあたりを質問します。

まず1番目に、平成22年度に設計委託料を420万円かけて行いました。そのときの調査結果と、実際に工事を開始してから大きく違った点、その点をお聞かせください。

No.83 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.84 ○経済建設部長(横山孝三君)

大きく違った点でございます。これは地盤の状況によるものでございます。

平成22年度の設計委託におきましては、強度計算に必要な重要構造物付近のボーリング調査は実施いたしましたものの、土質の詳細な状態などを施工前に全部把握することには、非常にコストがかかる上に、正確にはわからないということから、それ以上は実施しませんでした。

こういった場合は、工事施工中に土質試験を行い、判定するのが基本となるので、施工開始後、実際の原位置での状態を再試験した結果において、地盤改良が必要であることが判明し、設計変更に至ったものでございます。

終わります。

No.85 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.86 ○11番(早川直彦議員)

地盤が実際よりも弱かったと、それで2,700万円という変更が行われたということだと思っておりますが、決算の委員会のときに、まだほかにも浄化槽の取りかえとか、そういう説明が

あったと思うんですが、270万円が変更になった大きな内訳ですね、こう大きく、細かくじゃなくていいですので、こういうものに使われたというのは、説明できるでしょうか。

No.87 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
横山経済建設部長。

No.88 ○経済建設部長(横山孝三君)

先ほど申し上げましたけども、地盤がよくなく、強度が不足したため、墓園全体の地盤改良を行ったものでございます。

終わります。

No.89 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.90 ○11番(早川直彦議員)

じゃ、浄化槽の取りかえとかですね、そういう説明が決算のときにあったんで、そういうことはなかったんでしょうか、お聞かせください。

No.91 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
横山経済建設部長。

No.92 ○経済建設部長(横山孝三君)

先ほど申し上げました地盤改良全体、墓園全体の地盤改良のほかにはですね、細かいものといたしましてというか、ほかの項目としては、浄化槽も変更しております。

以上でございます。

No.93 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.94 ○11番(早川直彦議員)

割合でいいです、どれぐらいでもいいんですが、地盤改良をですね、例えば薬品を入れてかたくするとか、いつそのこと、砂を入れかえちゃうとか、いろんな方法があると思うんですが、大体それに幾らぐらいかかっているのか。

あと、掘り起こしたら、何か例えば根っことか、そういう処理に思ったよりお金がかかったとか、残土の中に瓦れきとか出てきたとか、そういうものでお金がかかっているのか、その辺のわかる範囲で結構ですので、教えてください。

No.95 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.96 ○経済建設部長(横山孝三君)

墓園全体の改良、地盤改良、それから墓地区画内の土の入れかえ、それから浄化槽の取りかえ、それから土質の変更による、先ほど申されました竹の根とか、そういうものの処理に費用を要しております。

終わります。

No.97 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.98 ○11番(早川直彦議員)

これ、当初の計画で、新たな区画を生み出すことで、永代供養料の収入とかですね、墓園の管理料を差し引いて、1億4,000万は設計に必要だということで設計したと思うんですよ。

入札したら、これ低い額で落札された。これはいいと、よりよい環境にするために、またお金を出していったと。

で、低い落札率のおかげで、さらによりよい環境ができたということなんですか、お聞かせください。

No.99 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.100 ○経済建設部長(横山孝三君)

そういった環境とは関係なく、土質の変更というのは、現場での対応のために、よい墓地をつくるというために必要であったものでございます。

終わります。

No.101 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.102 ○11番(早川直彦議員)

それでは、ちょっと形を変えて質問しますが、最初からこれだけの工事をしていれば、設計価格は1億5,000万を超えると思うんですが、これどうでしょう、最初から今変更を行った工事、1,500万を超えるかどうかというのは、答えてもらえるでしょうか。

No.103 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.104 ○経済建設部長(横山孝三君)

設計金額につきましては、申し上げることができません。

以上です。

No.105 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.106 ○11番(早川直彦議員)

当然、額が増えているわけですので、予想としては1億5,000万を超えるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、あともう一点ですね、1億5,000万以上の工事の場合は、議会の議決が当然必要です。

で、市長の専決も工事変更が5%以上になると、これはできないです。例えば1億5,000万以上の工事で、工事変更が5%以上になって、今までに議会の議決をとったということはあるでしょうか、お聞かせください。

No.107 ○議長(安井 明議員)

答弁できますか。

横山経済建設部長。

No.108 ○経済建設部長(横山孝三君)

私の記憶では、工事の変更の件で、議会のほうにご提案させていただいたことは、記憶しております。

直近では、東館の変更ですね、それをさせていただきました。

終わります。

No.109 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.110 ○11番(早川直彦議員)

まあめったにない、それだけしっかり設計をして、しっかり詰めてですね、できるだけ変更が起きないようにというものだと思うんですね。

で、1億5,000万を下回る場合には、工事の変更があってもやむを得ないと、市民の利便性の向上にもつながると、これですね、何か非常にはてなマークがつくんですね。

まあ3番目の質問にもなると思うんですが、これだけの額が変更になっても、要するに翌年の9月の定例会議会の決算の資料でもらえる実績報告書の中を見てみないとわからないわけですよ。

さらにですね、1階の市民コーナーに行って、工事入札結果の帳簿がありますよね、閲覧簿が。これに照らし合わせないと、私たち議員も気づかないと。ただ、これだけ見ていると気づかないわけですよ。

1階の市民コーナーに行って、その帳簿を見て、本当にそれとどれだけ変わっていたか、これは私たちもそれを見て気づいたわけです。

その辺、これ改善の必要が私はあると思いますが、これに対して、何か大きく額が変わったものに対して、改善するという考えはないでしょうか、お聞かせください。

No.111 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.112 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

工事の契約内容の変更についてということで、それを公表してはということでございます。

現在、「請負契約等の公表に関する取扱要領」というものがございまして、それによって一般競争入札、指名競争入札及び、地方自治法施行令の167条の2の第1項第3号の規定による随意契約のものを対象といたしまして、入札状況、契約金額、落札業者名、予定価格等を公表をしておるところでございますが、今ご指摘の変更契約となったものについても、今後、公表に向けて公表内容、どのようなものを公表していくのか、時期等も含めて検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

No.113 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.114 ○11番(早川直彦議員)

じゃ、4番目の質問に移るんですが、まずですね、平成 23 年度の大原公園の工事についてお聞きします。

平成 23 年度の予算書では 5,569 万 4,000 円、工事の入札が、これ 2,730 万円、実績報告書には 3,506 万 5,800 円で、契約金額より約 28%、780 万円の変更がありました。

この内容と理由というのを教えていただけるでしょうか。

No.115 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.116 ○経済建設部長(横山孝三君)

大原公園でございます。

変更内容につきましては、まず愛知県建設部の設計変更事務取扱要領に基づいて事務を行っております。

昨年度、工事を施工いたしました大原公園の改修工事の変更については、議員もご存じのとおり、大原公園は平成元年より買収が始まって、平成 22 年まで一定の用地買収ができたところでございます。同年より3カ年計画で改修工事をしております。

23 年度当初には種子吹付工、植栽、園路・広場の舗装、遊具の設置、フェンス、グラウンドの整備、防球ネットなどを発注いたしました。

国庫交付金対象事業費 3,500 万円でございますが、契約金額は 2,730 万円でありました。

本来であれば、県・国に変更申請をするべきでございますが、既に、この時点で国庫交付金は 3,500 万円の2分の1、すなわち 1,750 万円が確定しており、変更による交付金の減額が困難となっており、県といろいろ協議させていただきました結果、平成 24 年度施工予定の一部、土舗装ですとかアスファルト舗装、公園灯につきまして、これらの事業の進捗を図るものとして、変更契約をしたものでございます。

終わります。

No.117 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.118 ○11番(早川直彦議員)

県との協議の上で前倒しですか、で工事を行ったと。その分が24年度は予算が少なくなっているということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

No.119 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.120 ○経済建設部長(横山孝三君)

そのとおりでございます。

終わります。

No.121 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.122 ○11番(早川直彦議員)

今ですね、勅使の墓園のことと大原公園のことについてお聞きしたんですが、このようなことってというのは、通常行われているものなのか、ほかの事業に対してもですね、設計しました、工事に入りました。

でも、利便性の向上のためにやむを得ないと、変更でプラスにしようと。それが通常なのか、これは特異な例なのか、それをお答えしていただけないでしょうか。

No.123 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.124 ○経済建設部長(横山孝三君)

工事の変更といいますのは、できるだけやらないことにこしたことはございませんけれども、特に土木工事の場合は地下埋設物、それから、例えば舗装の厚みがどれだけだったということについて、やっぱり現場を掘ってみないとわからないということがございますので、そこら辺の変更契約をしていくということは、常態的にやっております。

ただ金額の大きい、あるいはパーセントの大きいものを変更するということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、愛知県の設計変更事務取扱要領、これがございまずので、これに基づいて変更しております。

以上でございます。

No.125 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.126 ○11番(早川直彦議員)

それでは、5番目の質問に行きます。

入札改革ですね、山盛左千江議員が行った代表質問の中で、入札改革によって、たしか6,800万円の効果があったというふうに説明があったと思います。

しかしながら、この落札率を低く抑えることができてもですね、そういう工事変更が行われていると、本当にその数字が正しいのかなというふうに疑問を感じる、私はちょっと疑問を感じる。

たまたま、それだったのかもしれないですが、やっぱりその数字を明確化するためにも、その辺は考えなきゃいけないと思います。

これはちょっと市長に質問しますが、こういう件を市長はどのように考えているんでしょうか、お聞かせください。

No.127 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.128 ○市長(石川英明君)

今、これは土木関係の工事になろうかというふうに思います。

私自身は建築関係の工事をやってきた中で、大きな変更というのは、我々建築業界ではですね、よっぽどお施主の変更とかなんかがあれば、その可能性は出るんですが、ただ土木の話のいろんなことを聞いてみますと、やはり見えない部分の調査とか、いろんなものがきちっとしていかないと、大きな変更はあるというふうには伺っております。

ただやはりですね、その辺のことがです、調査をきちっとすれば対応がいくのか、そういうことは一度改めていくという必要があるだろうし、それからもう一つですね、行政の場合、この辺はきちっと職員の皆さんにもお教えをいただかなくてはならないのですが、契約をして、我々民間でいくと、契約変更ということはほとんどあり得ないんですよ。

行政というのは、私も議員をやっていた当時から、変更ありきというのが普通であるような感じがしますが、いろんな首長さんにも聞くと、いや、うちは変更は認めないというような首長さんも、中にはおみえになりました。

そんなふうに工事を進めているところもあるのかなということを、若干聞いてはおります。

ですから、まあそうしたことも一度やはり考えながら、設計変更は本来、私自身はあるべきではないだろうというふうに思っています。

どうしても必要不可欠なことがあれば、やむを得ないことがあるんですが、そうならないようにですね、設計をするというのが、本来の基本姿勢であろうというふうに思いますので、こうしたことは一度、今までの部分も含めて、内部で一遍調査をし、整理をして、その原因を少し整理をしていきたいというふうには思っています。

以上であります。

No.129 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.130 ○11番(早川直彦議員)

市長が言われたとおりですね、変更があった場合、本当に市民のためになると、やむを得ずに変更する場合、当然厳しい財政の中で、身の丈に合ったり、節約した方法でやらなきゃいけないと、その時々が変わると思うんですが、これ市役所の1階の市民コーナーの工事入札の結果閲覧簿というのが、今回、私たちも決算の前に見て確認したんですが、当然、市民の方も確認していると思います、関心のある方は。

でも実際見たら、大きな差があったと。何なんだろうかと、やっぱりそういうふうに疑問に思っている市民の方がいるのも事実です。

今後、幹部の皆さんで、どういうふうに内容を詰めていくのかというのは決めなきゃいけないんですが、また平成 25 年度について、もし大きな変更点があったら、また決算のときじゃなくて、もっとできるだけ早い時期に公表するというのは、今ここで確約できるよというのは、ちょっといただけるでしょうか、お聞かせください。

No.131 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.132 ○市長(石川英明君)

先ほど、部長が若干触れたというふうに思います。

なるべくクリアにできるように一度検討を図って、前向きに行えることなら、行っていきたいというふうに思います。

以上であります。

No.133 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.134 ○11番(早川直彦議員)

何せ、できるだけ早い時期に公表していただきたいと思います。

それでは、次の質問のほうに移ります。

2番目のですね、災害時における市民への情報伝達についてお聞きします。

平成24年6月広報にですね、コミュニティFMの開設について書かれていました。

そのため同年6月定例月議会で、災害時における市民への情報伝達について一般質問をしました。

その中で、1 コミュニティFM、2 同報無線、3 エリアワンセグ、4 Wi-Fiエリア、5 ミクシィ、フェイスブックなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスについての考えを聞き、そのときの回答が、「費用面だとか、あと他市の先行市等も研究しまして、すべて今、研究をしてみたいと考えます。」とのことでした。

その後、Wi-Fiエリアについてはですね、本年1月15日より、1 市役所本庁舎1階、2階、2 中央公民館、3 文化会館、4 福祉体育館、5 図書館、これ5つですね、市内の5カ所の施設で使用できるようになりました。

災害時にインターネットが使える環境ができたということは、これは豊明市にとっては非常に大きな効果であります。

このことを踏まえて、今後の災害時における市民の皆さんへの伝達手段をどのように進めるのか、この点について質問をします。

まず1番目なんですが、平成24年の6月広報に書かれていたコミュニティFMについては、どのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

No.135 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.136 ○参事(神谷巳代志君)

昨年ですね、6月議会におきまして、議員より災害時の市民への情報提供手法といたしまして、コミュニティFM放送、またワンセグテレビ放送などの手法をご提言いただきました。

その際、FMラジオ放送など、放送業務を市もしくは第三セクターで運営を行った場合、局の新設に約5,000万円程度、また、放送局を維持するためには、年間最低でも7,000～8,000万円ほどの維持管理費用が必要となり、市が単独で運営をするには、余りにも多額の費用であることから、得策ではないと考えております。

近隣でのコミュニティFM局のケーブルテレビ会社が、企業スポンサーや自治体などの出資を受け、運営をいたしておりますが、コマーシャル収入だけでは運営できないなどの状況を考え合わせれば、市単独の開設は難しいと考えております。

終わります。

No.137 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.138 ○11番(早川直彦議員)

ケーブル局とかですね、地元のメディアさんが行っている放送局が、一緒にラジオもやっているというところがあるんですが、やっぱりどこもですね、私も問い合わせたところ非常に厳しいと、経営が。なかなか、これは現実的じゃないのかなというふうに私も思います。

コミュニティFM放送ですね、安価な値段で受信機を購入することができると。誰でもどこでもというメリットはあるんですが、放送を出すほうには、物すごくお金がかかりますので、ちょっとこの辺は無理なのかなと私は思っています。

じゃ2番目、初期費用に、前の一般質問のときに、たしか2億 6,000 万円かかると、同報無線にかかるとお聞きしたんですが、その同報無線を整備する考えというのはないのでしょうか、お聞かせください。

No.139 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.140 ○参事(神谷巳代志君)

市民の方への防災情報提供につきましては現在、防災行政無線導入が有用であると考えておまして、実施計画に要望をいたしております。

しかしながら、導入コストも補助金を最大限受けましても、なお初期費用の6割程度を市で負担しなくてはならず、すぐに設置することはなかなか難しい状況でございます。

また、機器につきましても、屋外拡声器の設置や個別受信機を配布する方法、また文字情報を表示する受信機の設置など、費用に応じさまざまなシステムがございます。

そのシステムも日々進歩をしておりますので、今後は、その時期に応じた最良のものを導入できるよう、検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.141 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.142 ○11番(早川直彦議員)

今の回答にもありましたが、同報無線ですね、ラッパ型のスピーカーから大きな音声でサイレンを鳴らしたり、情報を提供するだけじゃなくて、デジタル放送化されています。

これ蒲郡市の防災ラジオ、これなんです、これを全家庭に、希望者に補助金を出して、わずかなお金で買っていただくとか、無料でという方法をとっていたそうですが、これは通常のAM、FMもつけて、防災の電波が流れたときに、それを受信することができる。

受信感度が悪いと、どうしても家の奥の方だと聞き取りにくいという場合は、別途外にアンテナを立てるということも行っているそうです。

こういう室内でも受信することができる、まあ大雨のときに雨が強いとこで、外でスピーカーで流しても聞こえないというときに、市民の方に確実に伝達することができる。

あと、デジタル放送ですので、まだシステムが確定してないんですが、先ほども言われたとおり、エリアワンセグですね、携帯のワンセグ、テレビの見れる。

ああいうもので情報を伝達したり、あと文字放送ですね、電光掲示板に災害情報を出したりする、デジタル化することによって、かなり将来の可能性、いろんな方向で防災を伝えるということができる可能性がありますので、今が技術が一番進んでいて、今が本当にやる時期だとは私も思わないんですが、国や県の例えば実験で、何かこういうシステムで実験をしたりとか、そういうものがもしあるときに、豊明市が情報を、こうアンテナを高くして、そういうもので早く負担がかからない方法があれば、そういう情報を取り入れて進めていただけるといいなと思うし、あともう一点なんです、1月の全員協議会のときに、春の火災予防運動の説明の中で、成田消防長からサイレンが鳴りませんという説明がありました。

じゃ、どうしてサイレンが鳴らないのか、ちょっと成田消防長、説明していただけるでしょうか。

No.143 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

成田消防長。

No.144 ○消防長(成田泰彦君)

現在使っておる、今までサイレンを鳴らしておりましたのは、アナログという形でデジタルとは違いまして、デジタルになりますと、その装置も変えなくちゃいけないということで、費用的に相当かかるということでございます。

ほかの消防本部では、先ほどの同報無線等を、まあデジタルでございまして、そことの連携をしているところというのは聞いたことがございます。

以上です。

No.145 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.146 ○11番(早川直彦議員)

ということはアナログで、まあ指令センターが尾三に移動したために、そのアナログ器機が使えなくなったと。それで今現状そうしたら、どういうふうに鳴らすようにしているんでしょうか、お聞かせください。

No.147 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

成田消防長。

No.148 ○消防長(成田泰彦君)

現在はですね、各消防団員にはメール配信という形で火事を知らせますので、最初に来た団員がサイレンを鳴らすという、手動で鳴らすという形をとっております。

この間、阿野地区で火事がありまして、もう早く出動したいということで、その鳴らすことも非常にもどかしいということで、今新しいワンタッチでスイッチを押すことによって、サイレンを鳴らすような方法を考えております。

以上です。

No.149 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.150 ○11番(早川直彦議員)

要するに、今までよりもそういうスピード感というのが若干遅くなったのと、団員の方たちの自分の判断で、やっぱり危ないところに早く行かなきゃいけないと、鳴らしたいんだけども鳴らす時間もないと。そういうデメリットもあるわけなんですよね。

で、サイレンを鳴らすだけに、それは何千万とかけるというのも、これもまたおかしな話です。全体的な通信網ですね、豊明に合った伝達方法ですね、これは多額な費用がかかることですので、優先順位を考えて、その辺考えていかないと、これはいけないのじゃないか。

万が一、大規模な火災とか地震があったときに、やっぱり伝達が遅くなって、それで困った人や、亡くなられた人がいるなんてことになっちゃいけませんので、その辺、市長、ちよ

とお伺いするんですが、こういう今、私が説明したことについて、どのように感じたでしょうか、お聞かせください。

No.151 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.152 ○市長(石川英明君)

非常に伝達方法というのは今、日進月歩であります。

今までの同報無線ということも、他市町の首長さんたちともいろんなお話をしています。メリットの部分とデメリットの部分とあるわけであります。

それで今、先ほど言ったように伝達方法が日進月歩で進んでいく、先ほども言われたように、外で聞こえない、中で聞こえる場合もあるだろうということを考えると、新しくその辺のことは整理をしながら、一度検討していくべきかなというふうには私は思っております。

ただ、職員のほうがです、専門的にいろいろ整理もしています。そのことをもとに、また議員の皆さんからの意見をもとに、豊明は23.1平方キロでありますので、コンパクトな中でやる方法で一番最適なものを、それを選ぶということになるのではないかなというふうに思っています。

以上であります。

No.153 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.154 ○11番(早川直彦議員)

伝達手段ですね、これ本当に重要課題として、技術革新も日進月歩で、まだ確立していませんので、ここだということがもし決まってきたら、そのシステムも確立されてきて。

その辺は、のんびり考えるんじゃなくて、かなり前向きに考えていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問のアマチュア無線の質問をします。

市内のアマチュア無線の愛好家の方々に協力していただいて、災害時に各避難所で非常通信をできる体制づくりというのはできないのか、考えられないのか、ちょっとその辺をお聞かせしていただきたいなと思います。

私もですね、以前はアマチュア無線を楽しんでいました。主に私、通勤が長かったですので、1時間ほど自動車で毎日、片道通勤してましたので、自動車を用いて自動車無線で行っていました。

私が行っていたのはFMで430メガヘルツ、1200メガヘルツ単位の、レピーターといって

中継局を使って、広域に電波を送るというシステムで、それで多くのアマチュア無線の友達と話をしました。

でも今現在はですね、携帯電話の普及でアマチュア無線人口も物すごく減りました。多分、私たちの年代以上の方は、子どものときにアマチュア無線の免許をとったとか、コールサインをとったという方が多数おみえになると思います。

私ももうコールサインは返納してしまったんですが、もしものときにですね、そういう豊明市で役立つのであれば、また再申請をして、またコールサインを取り直そうとも考えております。

アマチュア無線、これは災害時には非常通信が可能です。各避難所とか各地の状況、近隣市町の状況を、無線愛好家の方々と一緒に把握することも可能であります。

どうなんでしょうか、こういう、もしアマチュア無線の団体の方とか個人の方が集まってですね、もし市に協力したいと、防災協定を結びたいという動きがあった場合は、防災協定をするということは可能なのでしょうか、お聞かせください。

No.155 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.156 ○参事(神谷巳代志君)

アマチュア無線愛好家が電波法に定められました、議員が申されますとおり非常通信により、被害情報の把握や援助要請に活躍したことは、このたびの東日本大震災や三重県紀宝町での集中豪雨の際に活躍したことが、記憶にあるところでございます。

広域的な大災害時にボランティアとして参加いただければ、それは大変心強いことであるということで認識をいたしております。

近隣では日進市、東海市など5市、並びに愛知県が地域にあるアマチュア無線グループと協定を結んでおりまして、訓練時には、訓練地と市役所など防災拠点との通信確立のためのアンテナや無線機などの設置から、通信訓練などが実践的に行われております。

現在、市内には個人、グループを含めまして196局のアマチュア無線局がございまして、その方たちの意向を確認しながら、災害時の通信手段確保と通信を行う設備や技術供与をいただくために、ぜひ、ご協力をお願いしたいと考えております。

協定につきましても、積極的に協定締結のほうを考えてまいりたいと考えております。

終わります。

No.157 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.158 ○11番(早川直彦議員)

アマチュア局の非常通信のマニュアルというのが、これ日本アマチュア無線連盟ですね、アマチュア無線の愛好家の方々が入る連盟なんですが、この中にも細かく書かれています。

震災を踏まえてですね、その経験からこういうふうにしたほうがいいのか、きめ細かくなっています。

あとですね、市の職員の方々の中にも、アマチュア無線の免許を持っている人とか運用されている方とか、開局されて現役でやられている方もいると思うんですが、例えば災害時、非常時の伝達手段に市の職員の方たちにも協力いただいて、情報の伝達というのは可能なのでしょうか、その辺をお聞かせください。

No.159 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.160 ○参事(神谷巳代志君)

私のほうも、職員でアマチュア無線をやっておる者を、数名承知しております。

そしてもちろん、いざとなったときに、協力してもらうことは当然できますが、その対策本部等への出動を除いて、そういった協力はしてもらえると考えております。

終わります。

No.161 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.162 ○11番(早川直彦議員)

何せ、無線局自体が少ないので、個人で楽しんでいる方はたくさんいると思うんですが、誰かが先導して立ち上げるというところが、多分問題だと思うんですね。

例えば、なかなか難しいのかなと思うんですが、行政が先導して例えばクラブ局をつくるとか、社団局ですね、クラブ局をつくるとか、あと個人のアマチュア無線家の方に協力をお願いできますかと、それぞれ各局コールサインを持っているわけですので、そういう協力していただけないのかという、そういうことが可能かなのかどうか、お聞かせください。

No.163 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.164 ○参事(神谷巳代志君)

今、議員が申されましたとおり、行政のほう働きかけて、アマチュア無線グループ、要するに社团局の立ち上げ等は、これは可能かと思います。

終わります。

No.165 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.166 ○11番(早川直彦議員)

今後、アマチュア無線の方たちで、市に協力したいという、そういう要望があったときにですね、これは子どもたち、今余り科学に興味を持たない子が多いのかなと寂しく思うのですが、そういう理科とか科学にですね、アマチュア無線に興味を持っていただく。

あと災害時に、やっぱりコールサインを持って、無線従事者が誰でも協力できると、そういうPRが可能かどうか。

あともう一件、教育の観点からいいますと、私は大人になってからアマチュア無線の資格をとったんですが、外国と通信している方のところのお宅にお伺いして、そういう話を聞いていると、やっぱり外国語が話せるといいなと、すごいなというふうに私は最初思いました。

そういう観点から、市野教育長も無線をされている有名な方ですので、この地域では。どうなんでしょうか、もしボランティア活動が立ち上がったら、子どもたちにアマチュア無線で、こういう市の活動をしているとか、そういうよい部分をですね、アピールするということは可能なかどうか。

あと、教育長も無線受信をしているわけですので、そういう公共にですね、役立つと、無線が。

その辺の見解というのはどのようにお持ちなのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

No.167 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.168 ○教育長(市野光信君)

早川議員にお答えいたします。

まず、そういった団体が立ち上がったらPRをというお尋ねでしたけども、そういった地域

の活動につながるものでございますので、ぜひそういった活動、まあアマチュア無線はそもそも趣味でありますので、そこから入っていただけるのが一番よいかなと思うんですね。

例えば、日ごろ学校とか家庭とか地域で学習や体験を通して、理科だとか科学、技術、それから今おっしゃられた外国語、それから国際交流に関心を持って、それらの関心を深めたり、生かしたりするための方法として、無線を認識したり、自主的に免許を取得していただくのが一番かなと。

その上で、そういった活動もあるんだよというような方法でPRできるのがいいのかなと思います。

それから、もう一点、お尋ねがありました公共的に役に立つかといったお尋ねでしたが、先ほど参事からも回答がありましたとおり、東日本の大震災でも私もちょっと傍受しておりましたけども、そういった非常通信が行われて、一定の成果はあったんじゃないかというふうに思っておりますので、役に立つものだというふうに認識しております。

以上です。

No.169 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

先の震災のときにもですね、非常にこれ効果があったという報告が出されておりますので、当市でも、万が一のときに活躍というか活動できるような体制がつかれるといいのかなと思っております。

あと、もう一点お聞きしますが、防災協定を結ぶことができた場合に、各避難所の防災倉庫の中に、無線用のアンテナと同軸ケーブルを設置する、まあ保管しておいて、非常時にそれを組み立てて、そういうものを設置するという考えはないでしょうか。

これは結構、防災協定を結んでいるところで、アンテナとケーブルをしまっている。無線機をしまうことは、これは当然資格が要りますので、だめなんですけど、アンテナ、ケーブルに関しては、移動する局という申請がしてあれば、その場で立てて使うことができますので、その辺どういうふうに考えるか。

個人が持ってきて立てるといっても、なかなかできないですので、倉庫の中にアンテナを入れておくと、もしものときに使える。そういう考えというのはないでしょうか、お聞かせください。

No.170 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.171 ○参事(神谷巳代志君)

今後、市と、そしてアマチュア無線クラブなどの組織と協定が締結することができました

ら、その段階で実績だとか必要性等をいろいろお聞きしまして、まあ備品等を備蓄することが必要であれば、それを検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.172 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.173 ○11番(早川直彦議員)

じゃ、次ですね、4番目の避難所になっている小中学校におけるWi-Fiエリアについてお聞きします。

これは1月15日からWi-Fiエリアが始まったよという市のホームページなんですが、ちょっとこの件から質問します。

この中にですね、ご利用方法の中に、米印で「大規模災害時には全キャリアに開放されます」というふうに書いてあるんですが、これを説明してください。

No.174 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.175 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

いろいろな携帯なんかでも、いろんな機種、会社がございまして、それが非常時には、そのエリアでは、例えば市役所では、もう全てのメーカーの携帯電話等が使用できるということでございます。

以上です。

No.176 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.177 ○11番(早川直彦議員)

と書いておけばいいと思うんですけど、これ何人かにですね、私も聞いたら意味がわかんないと、字は読めても意味が全くわからないと。

せっかく、いいことをやっているわけですので、もうちょっとわかりやすく書いていただけるといいかなと思うんですが、これのために私は質問しました。

今、説明があったとおり、大規模災害時には携帯電話、契約している携帯電話会社以外でWi-Fiが使えると。だから、これは非常に非常時の伝達手段としては、すごく効果があ

るわけなんですよ。

それがあから、私もこの一般質問をしたんですが、市内に5カ所、Wi-Fiスポットができた。これはかなり効果があります。

これは逆にいうと、お金をかけなくてインターネット、タブレットとかスマートフォンとか携帯電話を使って、情報を伝達することができるというツールなんですよ。

5カ所以外にももっとできる限り、なかなか携帯電話の会社、まあキャリアさんですね、利益が上がらないと、そんなに置かしてくれないと思うんですけど、できるだけ市が交渉して、携帯会社とかインターネットの通信会社が行うWi-Fiエリアを、できるだけ多く進めてほしいのかなと私は思うんですが、その辺、小学校、中学校も含めてですね、施設をWi-Fiエリアにすることができないかどうか、この辺はどのように、多分進めているとは思いますが、情報システム課のほうで。

その辺の見解を教えてください。

No.178 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.179 ○参事(神谷巳代志君)

今、議員が申されましたとおり、市民の方が訪れる施設でございます市役所、図書館、文化会館、体育館等につきまして、ケーブルテレビ会社と共同で運営をいたします通信事業者のアクセスポイントを設置して、1月より利用可能になりました。

また、これを受けまして、「豊明市来庁者向け庁舎内Wi-Fiスポット設置方針」を定めまして、4月をめどにもう一社、新たに通信事業者のアクセスポイントを設置する計画でございます。

これはですね、若干拡大しております、役所につきましては、東館の1階、2階、3階がプラスされますし、図書館につきましても、2階部分がカバーをされることとなっております。

しかしながら、小中学校につきましては現状、通常時の一般の利用者がほとんどいない状況から、業者のほうもなかなか設置は難しいと考えております。

終わります。

No.180 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.181 ○11番(早川直彦議員)

小中学校は当然インターネットが整備されていますので、災害時に学校のLANシステムを一度とめて、完全に遮断して、無線LANですね、ルーターをかまえて、災害時のみ、要するに電話会社の回線が解除したらとめてしまえばいいですので、その小学校、中学校ですね、それほど難しい設定じゃなくても、パソコンで、得意だったらできると思うんですが、無線LANルーターの専用のやつを置いて、災害時のみ作動させるという考え方は、これできないのでしょうか、お聞かせください。

No.182 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.183 ○教育長(市野光信君)

災害時にLANをとめて、無線LANルーターをオンにするという、今、そういうシステムが災害時のみに動かせるようにできるんだなということが、すみません、ちょっと不勉強で今初めて知ったんですけども、今ある状態でどうやって電波を飛ばそうかなというふうに、受けたり、飛ばそうかなというふうに考えてしまったんですけども、そもそも、どうしても小中学校のWi-Fi、今、インターネット環境がございまして、教員といいますか、教育上で使用していることを目的にして設置してありますので、現段階ではそういうことがちょっと考えられてないんですけども、今後、今、コスト的なこともありますけども、一たん災害時に有線をとめて、無線LANを動かすというような方法、ちょっと一度勉強してみたいというふうに思います。

以上です。

No.184 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.185 ○11番(早川直彦議員)

工夫をすれば、何とか無線LANのルーターを使って、多分インターネットの回線さえ生きていれば、発電機を使ってでも使うことは可能だと思うんですよ。

だから、大規模な災害で同報無線とか、お金のかかることができないんだったら、今すぐできる、ちょっと知恵を絞るとか、パソコンに精通していればできるというようなことを、進めていただきたいのかなと思います。

じゃ次の質問、それに関連しての質問なんですけど、インターネット網を使うと、さきの震災でもすごくデマが多かったと。

スマートフォンやタブレットやノートパソコンですね、その伝達手段としては、すごく効果があったそうです。電話が繋がらなくてもインターネットは使えたと。

ミクシィとかフェイスブックでソーシャル・メディア・ネットワーキングサービス、これで情報を入手したという方が多々いるんですが、それにあわせてデマも非常に多かったです。

で、これ災害時の情報をですね、市も率先してソーシャル・メディア・ネットワークを使って、ネットワーキングシステムを使って、市が率先して行えば、これはもうでたらめな情報じゃないなというふうにすることが可能ですし、あと、市でできないんだったら、市内にソーシャル・ネットワーキングサービスに精通している方々も多々お見えになると思いますので、そういう方と協定を結んで、これは正しい情報だと、そういう情報を出すほう、その辺も整備しなければいけないと思うんですが、そういう研究をしなきゃいけないと思うんですが、その辺の考え方というのはどうでしょうか。

ちょっと考えて進めてもいいんじゃないかとか、その辺、お聞かせ願えるでしょうか。

No.186 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.187 ○参事(神谷巳代志君)

ただいまですね、議員が申されますソーシャル・ネットワークサービスを利用しての情報共有を図ろうとする自治体もございます。

これにつきましては、情報収集には有用なツールでございますが、このための人的手当と一緒に考えなければならないということで、その費用面なんかからも、双方向での利用は、なかなか難しいなというふうに考えておりますが、しかし、今議員が言われましたように、これは正しい情報であるという情報を流す手段等につきましては、研究してまいりたいと考えております。

終わります。

No.188 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.189 ○11番(早川直彦議員)

やっぱり情報を入手することができても、それがでたらめでは全然意味がないですので、市のメール配信以外にも、ツイッターでもフェイスブックでもブログでもいいですので、豊明市が出している情報だよというふうなもので、コストをかけなくてもできる方法をちょっと考えてみてほしいなと思います。

あと、本当に地震はいつ来るかわかりません。災害もいつ起こるかわかりませんので、できることからですね、今すぐにでも行えるところから可能性を見つけて、どんどん進めていってください。

じゃ、最後の質問に移ります。

3番目の質問になりますが、市役所庁舎内の禁煙の進捗状況と市内の小中学校の喫煙について質問します。

平成23年第4回定例会で庁舎内禁煙についての一般質問を行いました。

平成22年2月25日付で、厚生労働省の健康局長から都道府県知事に対して通知があって、今後の受動喫煙対策については原則、建物内禁煙を実施すべきというふうにされました。

これを踏まえて、皆さんも新聞とかニュースで見た方もいるんじゃないかなと思うんですが、名古屋市ですね、名古屋市で本年4月より建物内禁煙が実施されます。

私が市役所庁舎内の禁煙についての一般質問をしたときですね、まあ市長の回答は、「私の結論としては、禁煙を進めるという考えにもう立っています。ですから、具体的に細かい政策を詰めてやっていきたい。基本的には、もう少し具体的に述べれば、建物内の禁煙については実施をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。」でありました。

この回答からもう1年が経過しております。全く変化は見られていません。建物内禁煙の実施はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

No.190 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.191 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

建物内の禁煙についてでございます。

現在ですね、来客者への配慮や、市のその他の施設との統一ということもございまして、その実施に考慮すべき点があって、いまだに実施に至っておりません。ご指摘のとおりでございます。

現在は、庁舎内では分煙方式によって、喫煙区画を定めております。

各施設におきましても、各施設管理者の判断でスペース等を確保しております。

職員には、休息時に自席近くで喫煙できるような場所が必要と考えております。

一方で、執務中に緊張を解くための1つとして、まあ一区切りつけるという場合もございます。

このようなときは、所属長や上司の了解を得て離席する場合もございます。

議員がご指摘の件につきましては、現時点で明快にお答えできかねますが、今後も、その実施に向けて研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

No.192 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.193 ○11番(早川直彦議員)

庁舎内を禁煙にすることで、一番大きな問題点というのは何でしょうか、教えてください。

No.194 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.195 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げたように、やはり一息つく必要が、我々もそうなんです、水分を補給したりするのと一緒に、そういったことが必要ではないかという、そういう見解に基づいております。

しかしながら、世の中の風潮といいますか、流れが禁煙に向かっているということは、十分承知しております。

そういったことですね、できるだけスムーズにそうしたことが実施できるかどうか、そういったことを現在、検討しているということでございます。

以上です。

No.196 ○議長(安井 明議員)

早川議員に申し上げます。

残り時間5分を切りましたので、お願いいたします。

早川直彦議員。

No.197 ○11番(早川直彦議員)

愛知県のホームページで調べるとですね、もう禁煙していると、建物内の禁煙は半数以上の市町村でもう50%以上ですね、55%ぐらいだと思うんですが、もう実施されております。

逆に行わないほうのが、今度、なぜ建物内を禁煙にしないのと、厚生労働省も進めっていると。受動喫煙は非常に危険だというふうにやっているわけなんですよ。

で、ちょっと視点を変えて質問するんですが、市内小中学校は敷地内禁煙となっております。その敷地内禁煙の状況と、今の現状というのを手短にお聞かせください。

No.198 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.199 ○教育部長(津田 潔君)

市内小中学校は全て今、学校敷地内は禁煙になっております。

教職員が喫煙する場合は、休憩時間に学校の敷地外、例えば道路等で携帯用の灰皿を持って喫煙しているのが現状です。

以上です。

No.200 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.201 ○11番(早川直彦議員)

私が考えるには、敷地内禁煙というのは、休憩時間以外はたばこを吸ってはいけないと、それは当たり前ですよ。勤務中に外へ行っちゃうなんてことはありませんよね。

しかしながら、子どもたちを見ている関係上、昼の休憩とか、その休憩時間に、どうしても生徒さんとか児童さんとかかわらなきゃいけないから、時間を変えて、たばこを吸うというふうに私は理解しているんですが、小学校、中学校ではそれができているのに、なぜ、それじゃここではできないのか、庁舎内ではできないのか、その辺もう一度、回答をください。

No.202 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.203 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

やはりですね、先ほど申し上げたように、来場者の方もいて、その方々にも吸う場所を提供しないといけないということと、休憩時間に職員が吸うためのそういう部屋も必要でありますので、その辺との兼ね合いというか、そういったことで現在、今の状態になっているということでございます

以上です。

No.204 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.205 ○11番(早川直彦議員)

なかなか意見がかみ合わないんですが、やっぱりたばこを吸わない、受動喫煙が一番問題なんですよ。

今、大気の汚染のことでPM2.5と騒がれているんですが、中国の北京で何か900という数字が出たとかというんですが、たばこのほうが、もっとその数字と同じぐらいですので、その粒子からいうと。

だから、たばこのことを研究されている方は、大気のことをいうなら、たばこのほうがもっといかぬと。やっぱり隙間から漏れていて受動喫煙になると。そうやって危惧されているそうです。

だから、やっぱり健康増進のため、たばこを吸わない人を守るためにも、ぜひとも公共の施設において、屋根のあるところではたばこを吸わないと、全て吸ってはいけないとは私は言わないんですが、健康増進ということを進めなきゃいけませんので、もう一回聞きますが、前向きにとか検討する、どのぐらいの時期で結論を出すことができるか、もう一回、教えてください。

No.206 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

時間がほとんどありませんので、簡潔にお願いします。

伏屋行政経営部長。

No.207 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

できるだけ近いうちというふうに申し上げております。

以上です。

No.208 ○議長(安井 明議員)

早川直彦議員。

No.209 ○11番(早川直彦議員)

できるだけ近いうちがいつになるか、また1年後にならないように願って、私の一般質問を終わります。

No.210 ○議長(安井 明議員)

これにて、11番 早川直彦議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時9分休憩

午後1時15分再開

No.211 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番 月岡修一議員、登壇にて質問願います。

No.212 ○17番(月岡修一議員)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問内容に入る前に、職員の表彰に値するような行動について、少し報告をさせていただきます。

実は、私の知人に80歳になるひとり暮らしの老人がいます。昨年夏から今年の2月の25日までに3回も緊急入院をしました。

2月18日に、ある大学病院から、もう治療は終わったので、今すぐにでも連れて帰ってほしいと強く言われました。

身近に親戚もいなく、遠くにいる兄弟からは絶縁をされているし、私は他人であることを説明して、何とかその場は懸命に食い下がって、退院を延ばしてもらいましたが、2月25日には、何が何でも引き取ってほしいと強く言われ、途方に暮れていました。

満足に歩くこともできないし、心臓に持病を抱えているし、帰る家はあるけれども、布団もなければ、まともに生活ができる環境ではなく、自分で食事をつくることもままならず、まして異常な寒さの中で生きていくことは、到底考えられない状況でした。

そこで私は、名前は申し上げませんが、高齢者福祉課の課長に相談をして、何とか一時しのぎにでも施設に入れてあげてほしいとお願いをしました。

すると、今後の医療費の支払いや生活のこともあるだろうからということで、社会福祉課の課長と係長も相談に加わってくれました。

緊急事態であることを理解してくれた高齢者福祉課長が、懸命に緊急入所施設を手配してくれまして、強制退院させられたその日から、何とか施設に入所することができました。

高齢者とはいえ、1人の尊い命が救われた感動の瞬間でした。市職員としての十分な働きに深く感謝をいたしております。

それでは、質問に入らせていただきます。

市長が、「子どもの教育日本一」とマニフェストにもうたい、さまざまな場所でもそのような発言をされています。

石川市長は、この子どもの教育環境日本一のマニフェストを公表する以前に、ほかの自治体の成功事例とか施行例を見聞しているのか、それとも、ご自身の発案による提案なのか、非常に気になるところであります。

市長の掲げる子どもの教育環境日本一は、とても響きのいい言葉であり、内容を知らない市民にも、大きな期待を持たせる表現方法であります。その手法には感心の至りであります。

しかし、詳しい事業内容の説明もなく、余りにも曖昧模糊としていて、とても私の能力では想像すらできません。

考えれば考えるほど、子どもの教育環境日本一とは一体何ぞやという疑問が、私の体の底から湧き起こっています。

豊明市の現在の教育環境を、今後どのような形に整えていくつもりなのか、具体的に述べていただかないと、市長のいう子どもの教育環境日本一の姿が全く見えてこないんです。

果たして市長は、どのぐらい本気で子どもの教育環境日本一を達成しようとしているのか、確認をさせていただくために質問いたしますが、まさか市民の歡心を得るだけのために掲げた看板ではないと、あわせて確認をさせていただきたいと思っております。

市長のマニフェストが看板倒れになり、日本中に豊明市の恥をまき散らすことがないように祈りながら、質問に入らせていただきます。

それでは最初に、教育長にお尋ねをいたします。

子どもの教育環境日本一を目指す運動は、国のどの機関が提唱していて、いつの時代からこのような制度が始まったのですか。

2つ目です。

全国にあまたある小中学校の教育環境の実態を審査しているのは県ですか。それとも国の機関ですか。

3点目です。

どのような審査方法を用いて、日本一であると評価を下しているのでしょうか。

4点目です。

毎年の結果発表は、どのような方法で全国的に公表をしているのでしょうか。

5点目です。

過去には、どこの自治体が子どもの教育環境日本一の栄誉を獲得していますか。

以上、5点にわたり教育長に答弁を求めたいと思います。

続きまして、市長にお尋ねをいたします。

子どもの教育環境日本一を実現するためには、どのような政策を、どのような手順で進めていく必要があると考えていますか。

2点目です。

子どもの教育環境日本一になるための予算は、平成 25 年度予算書の教育費のどの部分に、どれだけの金額が計上されていますか。

以上、答弁を求めたいと思います。

私はぜひとも、子どもの教育環境日本一を実現していただきたいと願っておりますので、絶対に子どもの教育環境日本一を実現させると、この本会議場で市長には約束をしていただきたいと思っております。

続きまして、豊明市のまちづくりについてお尋ねをまいります。

市長はこの2年間、まちづくりについて積極的に言及していないのはなぜなのか。なぜ積極的に言及しなかったのか、気になっていましたが、きょう、その私が気になっていた部分が、明らかになるものと期待をさせていただいております。

市長は、施政方針の中で「市の南部、北部の土地利用を図るため専門職員を配置し、開発のあり方について検討してまいります。次の世代の市民が引き継いでいくべき活力あるまちづくりを考えると、このような取り組みが必ず開花するよう成果を導く調査研究を進めてまいります」と、発言をされておりました。

さらには先週、某議員の質問に対する答弁の中で、「南部・北部地域にかかわらず、全市的に新しい可能性を求めて調査研究をしていく」と答弁されていますので、期待をしているのかなとも思いますが、肝心の専門職員の仕事内容が明確になっていないと感じています。

本市のまちづくりの問題点に触れながら、質問に結びつけたいと思います。

豊明市のまちづくりという点においては、まさに発展途上であると感じています。今年の事業計画の中で、近い将来に桜ヶ丘沓掛線の大府市までの延伸が見えてきましたが、やっとここまで来たのかと感慨深いものがあります。

さらには本市を俯瞰(ふかん)しますと、まだまだ豊かな自然が残されているにもかかわらず、その自然を生かした政策が遅れているような側面があります。

市道の計画道路は、大根若王子線がいつごろになったら工事が進むのか、皆目見当が付きません。

県道名古屋岡崎線は、豊明市内にようやく工事の手が入りましたが、境川を越えるまでにこの先何年かかるか予想が付きません。

豊かなまちづくりは、市道、県道、国道を問わず、生活に密着した道路の整備が優先されます。

道路ができて集落ができる、商店ができる。人間が生きていく上で必要な環境が整うためにも、道路の整備が重要な要因であり、全てのまちづくりの基本だと考えています。

その基本的な考え方が尊重された上で、新しいまちづくりの提案がなされればいいのですが、ただ単に、北部地域は自然環境も豊かで、将来的に高級住宅地として適しているので、開発を急ぎましょうとか、南部地域は大府市に近く交通の利便性があるので、工業集積地にしましょうとか、そんな程度の提案のための調査研究ならば、市職員の英知を結集させれば、十分に事は足りると考えていますし、市内在住の人々の中にも、まちづくりにたけた人がたくさんおみえになりますので、意見をいただける機会をつくれれば、豊明市のまちづくりに有効なご意見やご提案はいただけると確信をしています。

今回のように、市長の提案された専門職員の本質的な役割が明確になっていないのと、さまざまな問題で市長としての責任の所在がいつも曖昧になっていることが、この2年間、豊明市の発展を妨げている大きな要因の1つでもあると考えています。

専門職員として配置される職員は、5年間の期間限定の中で、大きな期待に沿わなければなりません。これは大変なプレッシャーの中で仕事をせざるを得ないこととなります。

果たして、市長の思惑どおりの成果につながれば幸いです。成果を重視する余り、プレッシャーに押しつぶされてしまう可能性もあると考えています。ある意味では、大きなかけをしている側面もあります。

そこで、質問をいたします。

最初の質問です。

道路の延伸等、または高級住宅地の整備、工業集積地の促進、住工混在の解消、前後駅周辺の開発等々、たくさんの課題がありますが、単年度ごとに適切な課題を専門職に与えながら、斬新なアイデアの提供を求めるような考え方はありませんか。

2つ目です。

新たな開発をしていくための諸条件を満たすには、煩雑な手続や国・県との交渉、地主との交渉等、相当に難儀な時間を経なければ条件は整わないと思いますが、今般の専門職員は、まちづくりの全体的なプランを練り上げるだけの役割なのか。

それとも、土地を活用するために必要なさまざまな交渉にも参画をするのか、用途変更手続や条例変更のための条文づくり等々にも取り組む予定なのか、お答えください。

3点目です。

5年間という期間の中で、どれほどの有効なまちづくりプランができるか定かではありませんが、期待に沿った仕事ができなかった場合、専門職を配置した市長としての責任のあり方について、どのように考えているか、お答えください。

近未来の豊明市の新しい可能性を求め調査研究をしていく過程には、当然ながら、前後駅前広場の有効活用とか、駅前広場から南側に一段下がった無機的な広場、すなわち冷たく温かみがない広場という意味ですが、無機的な広場の有効活用の検討も含まれると期待をするわけですが、そこで質問です。

4点目です。

前後駅前広場や南側の無機的な広場を含めた有効活用についても、積極的に専門職員に検討をさせるわけですね。私はそのように考えておりますが、答弁を求めたいと思います。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

No.213 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.214 ○教育長(市野光信君)

月岡議員にお答えいたします。

まず、教育環境ということですが、それに関するご質問ですが、教育の主役といえますのは、今後の社会を支えて変えていく子どもたちであります。

その子どもたちにとって、どういう環境かということになるんですけども、子どもが通う学校、この学校で子どもに力をつけさせるということが非常に肝心なことです。

ある意味、学校というのは、多くの方もお感じになるかもしれませんが、先生次第、先生によるところが大きいということです。そこで教員に力をつけさせていくと。

さらに地域に目をやれば、子どもを見守り、困っている子ども、それから学校の先生を支える家庭、地域というふうに循環といいますか、大きく3つに分かれるものです。

先ほど、最初に申し上げました学校で子どもに力をつけさせるという点では、そういうためにまず大事なことは、子どもたちが楽しく安心して学べる学校、そして自己肯定感や共感的他者の存在があること、それをまた感じて孤立感を感じさせない環境が必要になる。

その子どもたちに力をつけさせる教員に関しては、常に自己能力を高めて、わかりやすい授業が展開できて、子どもの心を心で感じる先生が必要になってきます。

さらに、それを子どもや学校を支援する、また見守る家庭や地域。これは、これまでいろいろ家庭教育学級ですとか、豊栄大学ですとか、公民館講座ですとか、地域の活動を見守り、それから子どもの活動をサポートしたりというような形で表現といいますか、あらわれてきております。

そこで、豊明市としましては、これまでに今申し上げたことを実現するために、わかりやすい事業でいえば、補助教員をつけたり、それから特別支援を受ける必要がある子どもさんには、支援学級を設置したり支援員を配置してきております。

それから、外国籍の子どもの子どもも多くなってきております。そういった子どもたちにも、同じような機会を提供して学べるように通訳の配置ですとか、日本語教育を実施したり、それからまた、子どもの活動拠点を確保するために放課後子ども教室ですとか、そして安心・安全な給食を提供するために放射能測定器機の購入ですとか、そういったような配置をしてまいりました。

また、子どもを育てる教員に関しては、教員力のアップということで、現職教育を通じて個々の能力を高めたり、また、わかりやすい授業ができるように教師用のパソコンを配備したり、また 50 インチのディスプレイですとか、校務支援ソフトというようなものを配備してきました。

家庭や地域におきましては、先ほど申し上げたような、いつでも、誰でも、学んだり、人と触れ合ったりすることのできるような機会を提供してまいりました。

その上に、さらにそれらを、今申し上げた点を、また拡大、拡充、それから新たに展開していくために、補助教員をさらに増員したり、支援員を増員したり、子どもの心を理解する

ために、また、いじめや不登校といった問題を予防したり把握するために、Q-Uの拡大実施といったことをしております。

また、先ほど申し上げた学校、まあ教員力のアップということで、指導室に雑用を軽減するために事務員さんの配置を、次年度の予算でお願いしているところでもあります。

さらに、地域や家庭力のアップということで、豊明市民大学を、市としては後方といいますか、側面といいますか、支援してまいるつもりです。

このように、教育の主役である子どもたちに力をつけさせるということで取り組んでまいって、今後もそのような展開を拡大していきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

No.215 ○議長(安井 明議員)

答弁漏れはないですか。

No.216 ○17番(月岡修一議員)

議長、答弁を催促してください。

No.217 ○議長(安井 明議員)

市野教育長。

No.218 ○教育長(市野光信君)

さらにですね、お尋ねのことですが、子どもの教育環境を目指すというのは、国のどの機関、いつから調査しているのかということですがけれども、さらに教育環境を調査する機関、これは環境という点をどこで捉えるかによって変わってくるのではないかなと思います。

例えば今、耐震ですとか非構造部材云々ということになりますと、どの程度耐震化されているのかというような調査は、国から県において、市教委のほうで回答をしたりしておりますので、それは個々によって、どう環境を捉えるかによって変わってくると思います。

それから、どのような審査で日本一を下すのか、それから毎年の結果発表はどのように下すのか、過去はどこが日本一に認定されたかということでもありますけれども、これも個々のことによって、どの内容を、どれを審査するかによって異なると思いますので、例えば公表はされていませんけれども、学力でいえば、そういったようなテストがございますし、体力でいえば体力調査というのがありますが、ただ、これは1位、2位を争うためのものではなくて、現在、どの程度の状態にあるのかというようなものを探るための調査、まあ試験であるというふうに認識しております。

以上です。

No.219 ○議長(安井 明議員)

石川市長。

No.220 ○市長(石川英明君)

今、教育環境日本一ということで、教育長のほうにも触れていただきました。

私自身が教育環境日本一を挙げた、やはり基本的な部分をもう一度、ちょっと触れておきます。

まちづくりの基本は、私は人づくりであろうというふうに思っています。

将来の豊明を支えていただく子どもたちを育てることがですね、この豊明の発展に大きな力になるのではないかなと、そのように考えております。

それで、教育環境日本一としたのは、教育というのは、基本的に教育部局で考えていくところが基本であろうと。まあ市長部局で考えていくのは、その環境整備ということ、やはり予算をつけてやっていくところがあります。ここを、私自身は基本に位置づけました。

もちろん、教育委員会とも教育部局とも、このことは絶えずすり合わせをしながら考えていくというのが、基本であろうというふうに思います。

基本的には、先ほど教育長から述べていただいたように、ハード、ソフトということで、今まで支援員を増やしてきたり、私学の助成をしたり、そうした今、答えたもろもろの手だてをしてきたというふうに考えております。

今年度の予算計上については、先ほども教育長が触れましたが、ちょっと具体的な数字は今持ち合わせていないので、また後でお答えをさせていただきますが、基本的には補助教員や支援員の増員をしたり、それから外国籍児童のプレクラス、プレスクール、さらには放課後子ども教室の拡大、そして学校給食の質の向上のために手だてを講じる。さらに今述べられましたQ-Uテスト、そしてまた、ひまわり大学や、さらに加えるなら、これからの地域の若者のリーダーを育てていく、そんな分野の教育環境の日本一を目指す方向になるのではないかなというふうに思っています。

日本一の、やはり考え方は、子どもたちや市民の皆さんの満足度やレベルの問題であろうと。なかなか数値化をしていくというのは、非常に難しい部分が若干残るのではないかなというふうに思っていますが、そうした日本一を目指していく環境づくりを整備をしていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つの豊明のまちづくりという視点であります。

4点ほど問い合わせがありました。

まず、私自身は今回、南部、北部のやはり開発のあり方というふうに位置づけたのは、調整区域を、まあ月岡議員も言われましたように、高級住宅にしていくのか、自然環境を残すのか、前から私も触れておりますが、大型の商店を誘致をしようとする、今、県の段階では、このことは県の計画には入っていません。

これを動かしていくにはどうするかというと、やはり専門性のある人と、最終的には国・県

を動かす。やはり国を動かさないと、この計画は非常に問題になります。

特に今、名古屋岡崎線がやっと少しずつですが動き始めました。名古屋岡崎線は豊明の分しか残ってないわけですよ、整備がされてないのは。

で、ここが整備をされると、我々が望もうと望まないとも、自然にいろんな民間の力によって、開発が進んでいく経過になります。

そのためには、きちっとした計画をつくっていく必要があるだろう。そのために今回は、専門職の任期付の職員を充てがって、その方とともに考えていくということになろうというふうに思っています。

特に、北部、南部に加えて、まち全体の市街化区域内の、やはりいろんな課題、問題も、もちろん整備をしていく。その中には、前後駅のことも入ってくるだろうというふうに思っています。

ただ当面は、任期付の職員につきましては、南部、北部を中心にやはり、具体的に進めていくことになろうというふうに思っています。

特に、そのために必要な条例等の制定があれば、そのこともやっていくことになるし、まあ先ほども言われましたように、北部のほうをただ単に、高級住宅ということだけではなくて、以前にも少し触れました。まあ二村山というのは、豊明の本当に在来種が残っておって、歴史的にもいろんな意味で意味合いのある二村山、その一帯から今回、勅使池が整備をされます。

こうしたことを描いていくと、この辺を一帯とした公園の構想もできるわけです。まあ県はドーナツ型に、モリコロパークや、さらに大高の緑地公園、ドーナツ型に緑地をするというのは、以前計画があったように私は思っています。

そうしたことを考えていくと、ここの公園化を図るということも、非常に豊明にとっても、魅力ある公園づくりができていく可能性もあるわけで、こうしたことも組み入れながら、やはり住宅地、さらに商店街、さらには農地、そうしたもののバランスをとって進めていく必要性を、どこに位置づけて整理をするかということが、課せられた点ではないかなというふうに思っています。

そして南部につきましても、ただ単に交通の拠点ということで、そうした業者だけのみではなくて、やはりまだ可能性があるなら、そのことも描いていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

特に、前後駅につきましては、この議会でも若干触れました。豊明が、本来ですと窓口になるという名称ではありますが、前後もやはり、豊明にとって玄関口になるのではないかなと。

この前後駅の周辺が賑わいや活気があるかということ、非常に皆さんも感じているように課題、問題があるわけで、このことを整備をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

議会の中でも、そのためにどうするかということは私自身、また皆さんからもご意見をい

いただきながら、整備を図っていただけたいのかなというふうに思っております。

以上で私のほうの答弁を終わりたいと思います。

以上であります。

No.221 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

月岡修一議員。

No.222 ○17番(月岡修一議員)

市長さんの自信のないような答弁を聞いて、いささかがっかりしました。

当初から子どもの教育環境日本一という、こういうマニフェストに響きのいい言葉と、壇上でも申し上げましたマニフェストの内容ですけれども、今の教育長の答弁は教育者としての学校教育における一般論、決してそれは間違ってもいないし、当然ながら、私の質問内容というのは、けさ深夜というか、けさつくったばかりですので、内容をお知らせする時間もなかったし、それ以上に今回、学校教育課長とか教育長も、私がどのような内容の質問をするのか非常に気になさっていました。

しかし、私は仮に1週間前に原稿ができていても答える気はなかったですね。その要因は市長さんですよ。

あなたが市長に就任当初の6月議会が始まる前から、議会とはガチンコでやるんだと。議案説明もする必要がないし、質問内容を聞く必要もないと、そういう姿勢であったと。非常に傲慢な姿勢であったと、私はいまだに脳裏に焼きついております。

市長のそういう姿勢がいまだに続くならば、私もやはり、それに応えてあげないといけな
いのかなという思いでおりますので、市長のそういう姿勢が変わらなければ、これからも大
変、市の職員の皆さんには難儀をかけることになって申しわけないと思いますが、私もべ
らべらと質問内容について、事細かに説明する必要はないのかなと、こういう気持ちです
けど、やっぱり市長、今このように教育長さんも非常に慌てられて、自分で一生懸命つく
られたのか、課長がつくられたのかはわかりませんが、答弁書を読まれていながら、違和
感を感じているんです。

私の質問とはまるきりかけ離れているということを承知しながら、しかし手元の答弁書
を読まざるを得ない。これは、私は教育長の責任じゃないと思っていますよ。これは市長の
責任ですよ。

もっと柔軟に、この豊明市のトップとして、もっと懐を大きくして、物事の考え方を改めてく
れれば、このような態度もとらないし、このような質問もしていません。

明らかに教育環境日本一を目指すというのは、これは大変なことですよ。全国には優秀
な学校、すばらしい環境の学校がいっぱいあるわけですよ。

その中で、市長が本気で豊明市の小中学校の教育環境日本一を目指すんだと。これは

ですね、もう一般会計年度予算全てをつぎ込まなければぐらい、そのぐらいの時間と費用がかかると思っています。

ですから、あくまでも選挙当初の市長が当選するまでのマニフェスト、そういったことだろうと理解をした上で取り上げたんですけれども、私が申し上げたいのは、そういった場合でも、こういったマニフェストは、もうはっきりと申し上げればいいです、市長の口から。

もう選挙対策だったと、現実には非常に厳しいと言われれば、教育長ももう少し楽な答弁ができましたよね。

ですから、私は教育長にどこがいけないとか、どこが間違っているとか、答弁が足りないとか、そんなことを言うつもりはないんです。やっぱり全ては市長としての政治姿勢、これに尽きるかと思えます。

そういった意味で大変、市野教育長に恥をかかせたようなことになってしまいましたけれども、それは大変申しわけないと思いますが、半分は市長の責任ですから、ご承知おきください。

これで子どもの教育環境日本一とはどういうことかということが、全国に内容が伴ってないということがよく理解していただけたと思いますので、これ以上、市長に恥をかかせるつもりもありませんので、この件に関してはもうやりませんが、…。

(発言する者あり)

No.223 ○17番(月岡修一議員)

いや、質問しても答えがないじゃないですか。

さっきのあなたの答えでは、答弁では私は納得しませんので、さっきの答弁では。

何を答弁したいんですか。議長、指名してやってください。

No.224 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.225 ○市長(石川英明君)

ありがとうございました。

まずは、先ほども言いました私の姿勢に問題があれば、それは改めていきますし、それからもう一つ、私は二代表制ということで、我々が議案とかいろんなものを説明をしないということは一言も言っていませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、私自身の教育環境日本一ということの、先ほど基本的な部分を言いました。

ですから、具体的にそれをどうやるかということが、1つは、例えば今回、補助教員や支

援員が切られましたよね。だけど、このことはやはり教育環境です。先ほども教育長が言われたように、教員のレベルとか、いろんなものが全て、子どもの教育には伝わっていくわけですよ。

そのためにはどうしてもそこをまずは、これだけでも5,000万ぐらいかかるわけです。さらに、今の発達障がいや少人数学級やいろんなことをやっていこうとすると、さらに今のカリキュラムの中で、どう補てんをしていくかということは、必要な支援員とかなんかも入れていかざるを得ないわけです。

そして、私自身がやった私学の助成も、今のこの支援員、まあ補助教員なんかは、多分県下のレベルぐらいだと思いますね。

それから、さらに加えていくなら私学助成も、これも県下一ぐらいのレベルになってきていると思います。

そうしたことを一つひとつやれる範囲から、そして、子どもたちが本当に満足ができるような環境をつくっていくという覚悟であります。

ですから、そのことをただ単に挙げただけではなくて、きちっと確立していくように、そのために今回も、学校給食を日本一の学校給食になるような、少し具体的な名称は忘れましたが、ちょうど西尾市の学校給食が全国で、どういうちょっとシステムだったか忘れましたが、日本一になりました。

非常に近いところに目標もあるわけで、豊明の給食は、他市からおみえになった先生から言わせると、とてもおいしいと。このことは、子どもたちも、親の目から見ても、そういう評価があります。

そこで少し給食費を、賄い材料を補てんをしていくと、今まで築いてきた力にプラスアルファ、すばらしい給食が描けるようになるというふうに思っています。

ですから、こうしたことを一つひとつ加えていきたいというふうに思いますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

No.226 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.227 ○17番(月岡修一議員)

とりあえず、何でもいから日本一を目指してください。

今は教育もそうですけど、給食も日本一を目指すそうですので、結構です、具体的にやっていたらいい。

しかし、市長が1人で走ったところで、いわゆる行政というのは、もうリレーマラソンと一緒になんですね。1人で何十キロと完走すればいいというものじゃなくて、やっぱり力を合わせて、大勢の職員が力を合わせて完走する、そういった働きをするのが、行政の円滑な運営

だと思っていますので、そういったことから考えると、まだまだ、私が市長を理解するには、相当時間がかかるかなという思いでいます。それは頑張っていたいただければと思います。

学校、この教育環境はこれで終わります。

続きまして、豊明のまちづくりですけれども、今、市長は、専門職員には北部開発、南部開発、こういった限定的なんだとおっしゃいましたけど、本当に前後駅の道路を南側におろして、駅舎を改装して、大変なお金をかけて、大変な時代がありました。既に10年経過しています。

あの道路が、当時の都築龍二さん、市長さんが頑張って、南側におろしてくれたおかげで、本日の大府市内までの道路がつながる可能性が出てきたわけですね。

当然ながら当初、覚えておりますけども、あの駅前広場、わざわざ一体型にせずに段差をつけたのは、将来の開発にあわせて、将来のあのデッキの高さが、まあ建物のいわば3階の通路にあわせて、駅舎に直結するような、そういった目的があって、あの高さを設計されたと聞いているんです。

しかし、今までの十数年間、雑草が生えているのはよく記憶にありますけど、あの場所を有効活用した記憶は一遍もありません。

これこそ、税金の無駄遣いといっても過言じゃないんじゃないですか。

本当に私は、何か大きな問題が隠されているのかなと考えざるを得ない。私たちは議員としてもう相当前から、あの駅前広場の一体化としての有効活用を訴えてまいりました。

しかし、大変失礼な物の言い方をさせていただきますと、当時の、数年前からの部長さんも課長さんも、非常にそういう問いかけに対して明確な答えを出さずに、できないことのみを主張され、どうしたらこういうことができますよということと言われた部課長さんは1人もいません。

ひょっとすると私は、あの建物、構造的に欠落事項、大きな欠陥が潜んでいるのかなと、まあこんなことを言うと怒られますけどね。

冗談抜きに、本当にそういうぐらいの考え方をせざるを得ないぐらい、行政の担当者たちは明確な答えを出していない、できないことばかり。

だから私は、仕事柄、電気関係は詳しいわけですから、それじゃ電気の関係、水道、排水、現場に行くとそんなに難しい条件ではないんですね。排水は多少、お金がかかるかもしれませんが、決して難しいことでもない。

我々のいう、とにかく人が集結して楽しんでいただける。若い人たちも、また仕事帰りの高齢者の方も、一般の方もですね、前後駅に寄って軽く食事をして、ビールやお酒を楽しんで帰る。

そうした中で、豊明市のまちの発展についての談義がされれば、最高かなというような理想を抱いているんですが、残念ながら、そのような主張をしたところ、できない、できない、できない、このオンパレードでしたよね。

ところが知立駅あたりに行くと、どんどん発展しているんですね。ここ数年で、どんど

ん、どんどん変わっていく。

本当に金山からずっと、例えば東岡崎あたりまでの名鉄沿線を見ると、駅前で本当にこれだけの乗客数を誇る駅としては、前後駅だけじゃないですかね、商店がなくて発展してないのは。

私の友人が来ても待ち合わせる場所がない。ちょっと遅くなると、雨宿りする場所がない。もう9時を過ぎると、本当にどこへ行って待たらいいのかと言われるぐらい、お叱りをいただくぐらいに寂しいですね。

そういう豊明の玄関口をまず発展させずに、北部開発とか南部開発とおっしゃっても、なかなか私は理解ができません。

私から考えたら、北部のように自然環境が豊かで、どんなことをしようとしてもできる、そのようなことに関して、専門職の人がどういう角度から、どういう発言ができるのか、どういう提案ができるのか。専門職でなくても、今ここに市の職員さんの提案で十分ですよ。

先ほど、壇上で申し上げましたけども、職員の英知を結集したら、1人の人間の発案より、よっぽどいいものができますよ。

私は、今回の専門職の配置もそうですけど、まあ壇上で少し触れましたけど、あなたが初めて、じゃ日本で初めて考えて配置をされるのか。それとも、よその自治体で実例があって、これはいいと思って参考として取り入れて実施されるのか、どちらですか。

No.228 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.229 ○市長(石川英明君)

すみません、ちょっと聞きそびれたんですが、どちらですというのは。

No.230 ○17番(月岡修一議員)

もう一度、じゃ市長、説明させていただきます。

No.231 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.232 ○17番(月岡修一議員)

今回の専門職員を配置する、この議案が出されましたが、マニフェストに当然いろいろ、これが載っていたかどうかちょっと記憶にありませんけど、この職員の配置について、ご自分の個人的に考えた結果なのか、それとも全国にいる友人、知人の提案をおかりしたの

か。または、ご自分が全国の行政のやっているものを見聞された結果なのか、いかがですかということをお尋ねしているんですが。

No.233 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.234 ○市長(石川英明君)

えーっと、その件につきまして、複合的でありますね。

私自身は、今後の地域主権ということはわかりますよね。地方の時代、地域主権の時代と言います。それに応える行政づくりを必要があるということです。

その上で、全国では具体的に任期付職員を選ぶのに、例えば法律家ですね、実際に弁護士とか、そういうことの2～3年の人を5人ぐらい雇う場合があるわけです。

それはなぜかといったら、これから独自の条例制定をしていくとなると、その分野の人が必要になる、そういう一例があるわけです。

私自身も、午前中にも非常にいろんな議論をいただきました。墓園の問題や大原の問題や、私も建築の設計士として、この中に入ってきて、いろんなことを見させていただくんですが、まだまだ技術力を高めていく必要はあるというふうに思うわけです、いろんな面でね。

だから、そうしたことを考えたときに、職員を育てていくということも1つですが、もう一つは、外部の人に入っていただいて、ともに学び合って高める必要があるんだらうと、そういうことを考えたわけです。

このことを話をしていく段階で、実際には今回の議会でも問題になりました。土木職員だとか保母さんが、ここにやはり来なくなっている実情もあります。

そうしたことを考えていくと、やはり早急に手当てを講じなくてはならないということで、土木の職員ということの任期付も入ってきたわけです。

ですから、皆さんのお知恵をかりて、複合的に判断して、こういう結果にまとめ上げてきたということでもあります。

以上です。

No.235 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.236 ○17番(月岡修一議員)

まあ市長さんが、いろんな角度から将来の行政のあり方を検討されて、考えた結果とい

うことなんですね。

お金をかけて、相当優秀な方を配置されるようになると思うんですね。

そういった方だからこそ、今の要するに前後駅の未開発というのは、いわば豊明のアキレス腱なわけですよ。歴代の行政の専門家ができないという、できないものをつくったのも、また行政なんですよ。

数億円のお金をかけて、あれだけのものをつくって、それが、大勢の人が来て楽しむ、ちょっとしたそういう施設ができない。

これは、いろんなところへ、我々も全国に行きましたけども、駅前広場にはいっぱいそういった施設ってあるし、そのかわいにも当然店舗はいっぱいあるし、本当に残念ながら、前後駅だけかなというぐらいに寂しい状況なんです。

もし、あなたが考えているような、そういうまちづくりのエキスパートならば、やはりここは率先して前後駅の有効利用、活力的なまちにするための玄関口としてのアイデア、また法律的なそういう整い、全てにおいて英知をかりて、いち早く取り組むべき事項だと思いますが、いかがですか。

No.237 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.238 ○市長(石川英明君)

月岡議員からは、私が就任以来、そういう話をずっといただいております。

私自身も、ただ単にできないというふうには今考えていません。

あのエリアでも今可能性のあるところ、これは非常に金がかかるかもわかりませんよね、道路のところについては非常に難しいです。

やれる範囲もあります。イベントをやることも、この2年余りで一遍やっっていこうという方向性も出てきたわけで、あそこのにぎわいを私自身も持てるなら、ここをやはり基本的に整備をしようと思うと、相当いろんな力が必要になります。

でも、そのことは決して私はやりたくない、やらないということではありません。

一度、その辺のことは研究、検討はしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

No.239 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.240 ○17番(月岡修一議員)

今、市長は研究、検討すると。恐らく、それはもう10年後の話になると思います。

そこまで長い間、市長という要職にあると思いませんので、私が申し上げたいのは、もう既に十数年、全く役に立ってないわけですから。

「花の街・豊明」といいながら、あそこは雑草の地なんですよね。

あそこに来れば、すごい花があるというところじゃないんですよ、花の街・豊明でありながら、花き市場がここにありながら、前後駅に来ると、一部の人たちに通路のところを一生懸命お世話していただいていますけども、一段下がったところ、無機質な広場、先ほど申し上げました、冷たくて温かくない場所という意味ですけども、そんな雰囲気にはぴったりですよ、無機質な広場で。

そんな広場で十数年踏襲をしてきてしまった。こんな無駄をしてはいけないという、私でなくても、一般市民でも、行政マンだって、そう思っている人はいっぱいいます。

ですから、具体的になぜどうしたらできるか、今の状況をどういうふうに変えたらできたか。条例の変更が必要なのか、耐震補強が必要なのか、いろんなことを言われました、今まで。言いわけばかり。

具体的に、こうすればできますということと言わないからいけない。

今度の専門職の方が相当優秀な方だったならば、あの環境を一目見れば、欠落事項はすぐわかると思うんですよ。

ああ、ここは、こうすればできるんじゃないですかとか、こういう法律をこうすればできるんじゃないですかと、そういうことを求めているんですよ。余り難しく考えないでくださいよ。

こんなことができない人だったら、もう専門職なんて雇う必要はないですよ。誰も手をつけない、雑木林を開発しようというのは、誰だってできますよ、そんなもの。時間とお金さえかければ。

中途半端につくってしまったものを活かす、今までつくりっぱなしで、本当に税金を投入しただけ、何の活用もしてない。その場所をいかに再生するかということも、大変な重要要件ですよ。

どうして、そういうところに、あなたのようにいろんなアイデアを持った市長さんが、いち早くそこに着目しないのか、私は不思議でしょうがない。

何で、あなたのマニフェストに、ああいった前後駅の開発が入ってないのが、不思議でしょうがない。よく理解できないですよ、それが一番。

つまり、自分がやれそうなおとろばかり選んで書いたってだめだよということですよ、僕が言いたいのは。

今、豊明の窓口、本当に寂しい。いろんな人からいろんな話をいただく。本当に何とかしてあげたい、何とかしたい。それが雇用問題にもつながって、豊明の税収にもつながる。また、そういったことが始まって、いろんな多種多様な人々が集まるからこそ、例えば不動産関係の投資とか、そういったものも、また日の目を見ることになる。

人のいないところ、広場があつて1人、2人しかいないところに、誰が投資をするんです

か。考えが逆じゃないですか。

先ほど市長は、今度配置する専門職の方は、北部開発、南部開発に限定するとおっしゃった。だったならば、この市の職員の中にも優秀な人がいるわけですから、専門家も、法律にたけた人もいますので、前後駅を専門的に考える、そういったプロジェクトチームをつくったらどうですか。

例えば、あなたは地域にこれから市職員を配置して、地域の問題をお互いに話し合っ
て、地域の発展のために努力すると、その延長と一緒になんですよ、考え方は。

前後駅に限定してやろうと思えばやれると思うんですよ、いかがですか。

No.241 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.242 ○市長(石川英明君)

月岡議員の言われることを、やはり真摯に受けとめていきたいというふうには、1つ思っ
ています。

私自身も、前後駅を今のままでいいなんてということは決して思っていません。

ですから、今回の議会でもちょっと触れました。私も設計士なんですが、そうしたことに
関心のある設計士と、どういうことを創造しようかということの内々でのちょっと話をしま
す。

その辺のことが少し整理をできたり、先ほど、南部、北部と限定をするというようなこと
は、基本はやはりそうしたことも、任期付の職員も、それから今現在いる職員も、また皆さ
んからも意見を聞いていく中で、それを複合的にきちっとすり合わせをして、可能性を導き
出すということではできないかなというふうに思っていますので、そうしたご理解をい
ただきたいというふうに思います。

以上であります。

No.243 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.244 ○17番(月岡修一議員)

まあ時間がないので、1つ、教育長に申し上げておきます。

先ほど、本当に理想的な教育のあり方をいろいろとご答弁いただきました。

私の質問に対する答弁とはずれがありましたけど、それはいいです、承知しております
ので。

ただ、どのような理想的なことを考えておみえになるかわかりませんが、現実には、現在の中学校においては、相当の問題があるかということも、しっかりと認識をしていただかないといけない。

私は、あなたが就任した当時、現場に行ってくださいと、現場に行けば子どもたちの動きがわかる、学校の姿勢がわかる、そういうことを申し上げました。

学校にとっては、教育長とか市長とか議員なんかが行くと非常に嫌な顔をします。おかしな話ですよ。

義務教育課程は門戸を広げて、まあ悪いことさえしなければ、いろんな人に子どもたちの勉強する姿を見ていただく、それが本当の姿ですよ。

しかし今は違う。そういった姿勢ではないというところもあります。

ですから、やはりもっともっと現場に行ってください、いろんな諸問題をご自分の目で見る。まあもう時間がありませんから、問題は言いませんが、さまざまな問題が中学校に今、山積していることは申し上げておきます。

その内容はということか、それは、ご自分でよくよく把握してください。この場をおかりしお願いしておきます。

それから市長さん、まあ先ほど市長の責任についてということで、少し一般質問の中に含めて申し上げましたけど、もう少し、もう少し裾野を広げて、残りの時間で申し上げますが、市長にとっては嫌なことかもしれません。

市長さんは、今年の豊明まつりは、まあ耐震補強工事がされるので、この豊明の駐車場がいいのか、どこで開催したらいいのか、夏まつりというか、豊明まつりの実行委員の方々にお願いをされたと思います。

実行委員の方は、まあどこがいいんだろうということで、いろいろと検討されていたそうですが、しかし今年2月の「チョコっとマラソン」の会場において、市長は「今年の豊明まつりは中京競馬場で行います」という、まあリップサービスなのかわかりませんが、発言をされてしまったということに対して、非常に実行委員の皆さんはご立腹です。

委託をされたから一生懸命、どこがいいかという検討をしている最中に、市長が一方的に「中京競馬場で開催します」と言われたら、我々の役割は何なんだと、この辺なんですよ、私がいつも問題にしたいのは。

一生懸命はいいですよ、あなたの一生懸命やっていることはわかりますよ。わかりますけど、市長としての重みが消えてしまう。

さらにもう一つ、水道企業団においても、不必要な、不穏当な発言があったと聞いておりますが、またいろいろと問題になっております。

もっと市長さん、言葉を発する前に息を吸い込んで落ち着いてくださいよ。こんなことばかりしては、4年もちませんよ、本当に。申し上げますけど。

もっと市長という立場は、もうどっしりとして、ある意味、本当に市職員さんをフルに活用する。顔を見てくださいよ、100%使っていないから皆さん余裕を持てますがね、市の職員

さんは。

120%使ってあげないと、能力が余っているじゃないですか。不平、不満は高まっているけど、能力は余っている。こんなのはアンバランスな行政ですよ、今。

素晴らしい職員がいるんだったら、その能力を十二分に発揮していただくために、それを引き出すのはあなたの役割じゃないですか。

これからの教育問題もそう、まちづくりもそう、全てあなたの懐、度量の大きさが、このまちの将来を決めるんですよ。

そのことをしっかりと僕は腹におさめていただきたいと、まあ大変失礼かもしれませんが、市長さんに対して苦言を申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

No.245 ○議長(安井 明議員)

これにて、17番 月岡修一議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時13分休憩

午後2時23分再開

No.246 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 村山金敏議員、登壇にて質問願います。

No.247 ○15番(村山金敏議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、壇上での一般質問をさせていただきます。

きょうは、ちょっと喉がおかしいもんですから、高い、聞きにくいかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、通告書の中身について訂正をお願いいたします。

種別1号の要旨4段目、中ほどの「昨年8月12日」と記載してありますが、正しくは「昨年8月11日」でありますので、訂正をお願いいたします。

字句の間違いではありますが、これは罪というか、そういったものではありませんが、私は間違いは間違いとして認め、真摯な姿勢で、また心より深く皆様におわび申し上げます。

議長、申しわけございませんでした。

さて、本題に入ります。

まずは1件目、当市の水害対策について質問をいたします。

平成12年9月11日から12日にかけて、東海地方を記録的な豪雨が襲った。そして、愛知、岐阜、三重県を中心に甚大な被害をもたらしたことは、皆さん、まだ記憶にあることと思います。

当時は「百年に一度の大雨」と言われたものですが、近年は降雨範囲が小さく、地域限定集中豪雨と申しますか、そんなものが多く発生しております。

昨年8月11日、土曜日ですが、当市の降雨量は少ないのに、上流の豊田市、みよし市、日進市、東郷町で集中豪雨があり、境川、天王川が増水し、大久伝排水機場周辺では水害が発生いたしました。

当然のこと、上流の市町は冠水したところが多くあります。

東海豪雨から12年たった昨年までに、二度ほどの増水はあったが、この8月の水害は、農地、排水機場隣接道路は当然のこと、民家の軒先に達するかという状況でありました。

こういったことが、ちょこちょこあるとすれば、近隣住民はたまったものではないと思います。

地元の久伝区からも、排水機場周辺の水害防止の対策について、要望書が出されていると思いますが、1つ、東海豪雨時の発生状況とその対策について、2つ目、昨年8月の久伝排水機場周辺の水害の発生状況と、その対策についてを質問いたします。

続いて2件目、地方公務員の給与減額支給措置及び退職手当減額についてと特別職の退職手当について質問いたします。

平成25年1月24日に、「地方公務員の給与改定に関する取扱いについて」閣議決定がされました。

そこで、給与減額支給措置とあわせて、退職金減額の1から3について質問いたします。

そして次に、特別職の退職手当について質問いたします。

昨年6月議会で、市長の退職手当について私は一般質問をさせていただきましたが、退職手当条例がどうかこうとかで逃げられました。逃げられました、これは。

瀬戸市ではこの3月、定例会に特別職の退職手当1期分395万円を減額する議案が提案されていると聞きます。

それで今回は、もう少し深く、1から3までを質問させていただきます。

特別職手当のうち、副市長と教育長については別といたします。

副市長はまだ就任されてから間もないものですから、契約違反だと言われると困りますので。

さて3件目、市広報について質問をいたします。

当市にも、市民に向けた情報発信の手だてとして「広報とよあけ」が発刊されていますが、そもそも広報とは、皆さんご存じのとおり、日本の占領統治下で、GHQが我が国の民

主化政策の一環として、広聴を目的として行政機関等に広報室の設置を指示した。

GHQは広聴活動を目的としたが、行政機関は情報伝達の手だてとして受け入れた。当初は公、公(おおやけ)の公ですね、「公(きみ)」と書いて公報と書きました。

これは官から民への一方向の意思伝達でありましたが、現在では広報、広いほうですね、広い字を書きまして広報、広報となって、相互の意思伝達手段となっています。

今後は、開かれた政治の実現に行政広報の役割は非常に大きいと思います。

この広報の質問は、川上議員を始め伊藤、藤江議員も質問されていますので、重複しないよう視点を変えて質問をしてみたいです。

質問内容は、広報のあり方についてと市長だよりについてであります。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

No.248 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.249 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部から、当市の水害対策についてご答弁申し上げます。

まず、当市の水害対策のうち、1項目目の東海豪雨についてのご質問について、順を追って回答させていただきます。

まず最初に、当時の水害の発生状況、それから当市及び周辺市町の時間雨量についてでございます。

発生につきましては、台風 14 号に伴い、平成 12 年 9 月 11 日午前 1 時ごろから翌日の 12 日午後 4 時ごろまで、約 39 時間にわたり長時間に断続的に雨が降り続けました。

集中的に強く降った時間帯は、11 日の午後 6 時から 12 日の午前 5 時ごろであり、境川の河口である三河湾の満潮時刻が、11 日は午前 4 時 6 分と午後 5 時 9 分、12 日は午前 4 時 39 分であることから、少なからず潮位の影響があったのかもしれませんが。

なお、三河湾も最高潮位は海拔 4.4 メートルで、大府市の境川をまたぐ新幹線の鉄橋あたりと同じ高さでございました。

豊明市で時間最大雨量は 74.5 ミリでございます。総雨量は 463.5 ミリと、記録的な数値となりました。

他市の状況でございますが、愛知県が発表した降雨量では、名古屋市は時間最大雨量 93 ミリ、総雨量が 567 ミリ、日進市では時間最大雨量が 62 ミリで、総雨量が 511 ミリ、豊田市では時間最大雨量 65 ミリで、総雨量が 397 ミリ、刈谷市では時間最大雨量 74 ミリ、総雨量が 512 ミリとなっております。

そこで本市では、9 月 11 日午前 5 時 29 分に、愛知県西部地方に大雨洪水警報が発令さ

れたと同時に、午前5時40分、第1次警戒配備体制を設置し、同日午後6時30分、災害対策本部を立ち上げました。

河川や池等の水位、道路の冠水状況などの把握とともに、被害状況の情報収集に努めたところでございます。

次に2点目の、被害の状況と排水機場の状況でございます。

まず、住宅への被害状況でございますが、床上浸水は市内全域で244戸、大久伝地区につきましては、そのうちの126戸と、全体の約52%でございます。

浸水、床下浸水は、市内全域で533戸、大久伝地区につきましては、そのうちの158戸と、約30%ございました。

次に、河川への被害状況でございます。

沓掛町下山地内の井堰川、それから栄町神田地内の正戸川、栄町寺前地内の皆瀬川では、堤防が破堤をいたしました。

沓掛町池ノ内地内の若王子川では堤防が破損、それから沓掛町広坪地内の井堰川では、越水がありました。

栄町地内の皆瀬川、正戸川の破堤により、下流域の大府市にも大変な被害が発生しております。

それから、道路等への被害状況でございます。

市内の多くの道路では、道路冠水や路肩、のり面の破損などが多く発生し、排水路等においても施設の破損が多く見られたところでございます。

次に、排水機場の被害状況でございます。

大久伝排水機場及び阿野排水機場は、上流域からの雨水が集中したことにより、排水機場設備そのものが水没したため、排水機能が停止いたしました。

大脇排水機場については、皆瀬川、正戸川の堤防が破堤したことにより、これも排水機場設備そのものが水没したため、排水機能が停止いたしました。

次に③の、次にその後の治水対策でございます。

まず、市が実施した事業といたしましては、1番、新田町森西地区のほか、市内4カ所の排水路の整備を実施いたしました。

それから2点目で、総合治水対策基本計画を策定いたしまして、流出抑制対策として、貯留浸透施設の整備を図っております。

正戸川流域では二ツ池、皿池、鶴根北池、濁池、皆瀬川流域では大狭間上池、井堰川上流では住吉池の整備を平成23年度までに完了し、東海豪雨以降の貯留量は約6万8,000トンに達しております。

3点目としまして、天王川の一部ですが、河道改修や伐竹を行っております。

4点目です。河川水位監視の充実を図るために、若王子川、井堰川、正戸川、皆瀬川に水位計を設置し、正戸川には雨量計も設置いたしました。

降雨時に随時、監視する体制をとっております。

次に5点目の、排水機場の対策です。

大久伝排水機場につきましては、ポンプ室の改修として、水没したエンジン3基のオーバーホールと、操作盤等を浸水水位以上にかさ上げする工事を、平成12年度末に実施しております。

阿野排水機場及び大脇排水機場につきましては、平成9年度に、県営淡水防除事業により、建てかえが決定されておりました。東海豪雨後の平成13年度に大脇排水機場が新規稼働、平成14年度に阿野排水機場が新規稼働しておりました。両排水機場の動力をディーゼルエンジンからモーターに変更しております。

また、排水量のアップを図るため、大脇排水機場は管径1メートルから1.2メートルの管に大きくいたしまして、阿野排水機場は管径1.2メートルの管1基から管径0.9メートルの管を2基にして、能力の向上を図っております。

それから、3カ所の排水機場に遠方監視システムを設置いたしまして、市役所からの遠方監視や遠隔操作が可能となっております。

次に、県が実施した事業といたしましては、1つ目に、正戸川、皆瀬川の越水を防止するためのかさ上げ工事を実施されました。

2点目に、境川下流域のJR鉄橋や道路橋のかけかえや、しゅんせつを行っております。

3点目に、境川流域が、平成24年4月1日に特定都市河川浸水被害対策法の指定区域に指定され、500平方メートル以上の土地利用に対して、流出抑制の義務づけをいたしました。

次に、大きい項目2の、平成24年8月11日大久伝排水機場周辺の水害についてのご質問でございます。

まず、1点目に発生状況、本市及び周辺市町の時間雨量でございます。

発生につきましては、平成24年8月11日午後4時ごろから午後6時ごろまでの3時間で、豊明市で時間最大雨量46ミリ、総雨量67ミリとなっております。

境川の河口である三河湾の満潮時刻が、11日は午後1時32分と午後11時51分、干潮、満潮が午前6時6分と午後6時10分であることから、干潮時刻の影響で水の引きが早かったのかもしれませんが。

ほかの市町の状況でございます。

愛知県が発表したデータでは、日進市では時間最大雨量68ミリ、総雨量が113ミリ、みよし市では時間最大雨量が64.5ミリ、総雨量が123.5ミリ、東郷町では時間最大雨量96ミリ、総雨量が196ミリとなっておりますので、今回は、豊明市以北の東郷町などに強いゲリラ豪雨が降ったこととなります。

よって今回は、豊明市の上流域での集中豪雨が境川の水位を上昇させたために、天王川が逆流したものと思われます。

この日の境川の水位の変化でございますが、井ヶ谷付近では、11日の14時30分から

14時40分の10分間で79センチも上昇しており、最高水位が13.22メートルとなり、この地点の堤防高さ13.95メートルに迫る勢いでございました。

次に、被害の状況と排水機場の状況でございます。

市では、8月11日午後4時26分に愛知県西部地方に大雨洪水警報が発令されましたと同時に、第1次警戒配備体制を設置し、河川や池等の水位、道路の冠水状況などの把握とともに、被害状況の情報収集に努めたところ、東郷境の藪田地区の農道や田一面が冠水、大久伝地区も道路や田一面が冠水して、駐車場の車1台が水没しておりました。

その他、市内の北部に集中して道路冠水や路肩、のり面の破損などが多く発生し、排水路等においても施設の破損が多く見られました。

なお、人的被害や床上、床下などの住家被害はございませんでした。

また、排水機場の状況でございますが、境川の水が天王川を逆流し、天王川の堤防を越水したため、16時ごろから23時ごろまでの7時間にわたり、排水機3基をフル稼働させ、対応に当たりました。

次に、今後の対策でございます。

1点目として、天王川の逆流防止対策を愛知県尾張建設事務所の河川整備課と協議中でありまして、昨年の11月の22日に河川整備課職員が現地の状況を調査し、私どもと意見交換を行いました。

2点目として、地元大久伝区からの要望により、天王川に水位計の設置と、その水位計の危険度を知らせるパトライトを、平成25年度に設置する予定でございます。

3点目として、上流域の開発につきましては、特定都市河川被害対策法に基づき、流出抑制について今後も指導に努めてまいります。

また、大久伝排水機場周辺の休耕農地を利用した貯留対策も今後、調査検討してまいります。

4点目といたしまして、昨年の11月24日に、大久伝区の代表の方々との懇談会において、上記3点につきまして確認をさせていただきました。

次に、5点目といたしまして、市の災害対策本部からは、上流域の隣接市町に対し、水害対応の災害対策本部を設置した旨の報告を、豊明市に行っていただくように要請し、今回のようなケースに対して、事前に対処する準備を行ってまいります。

最後に、今後も浸水被害が想定されます地域住民に対しまして、河川等の水位及び降雨状況等の情報を提供する手法を調査研究いたしまして、水害から人命や財産を守り、安心・安全に暮らせる環境整備に努めてまいります。

以上で終わります。

No.250 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.251 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは行政経営部より、地方公務員の給与減額支給措置及び退職手当の減額について、特別職の退職手当についてお答えをいたします。

まず初めに、給与減額措置と退職金の減額についてでございます。

まず、当市の減額率についてでございます。

職員の給与の削減につきましては、国から「地方公共団体における給与削減支給措置の基本的な考え方」というものが示され、国家公務員の減額後の給与と各地方公共団体の給与を比較したラスパイレス指数が100になるよう、引き下げが目安とされております。

本市の平成24年4月1日現在の国の減額後と比較したラスパイレス指数が、106.7%ということでございますので、平均約6%の引き下げが目安になると思っておりますが、県内各市の状況を考慮した上で、最終的な判断には至りたいというふうに考えております。

そして、この特例法の適用期間と、いつからやるのかという、そういうご質問でございます。

今回の給与減額措置につきましては、平成25年度限りというふうに聞いておりました、実施時期については本年、平成25年の7月から実施をするということ聞いております。

そして3番目のご質問の、平成25年以降の退職者の退職金への影響はいつからということでございますが、今回の東日本の大震災による給与の減額措置における影響は、直接はございません。

ございませんが、昨年的人事院勧告によって示された退職給付の官民格差により、引き下げられることが閣議決定をされておりました、全国的に現在、条例の改正が進んでおるところでございます。

退職金につきましては、退職者の退職時の給料や加入期間等によって異なりますので、一律に影響額を算出することはできませんが、1人平均で約400万円の影響が見込まれております。

なお、引き下げの時期について、平成25年度から平成27年度までの3年間で、現在の調整率100分の104から100分の87まで引き下げられるということになっております。

続きまして、特別職の退職金の減額についてでございます。

私どもの市と瀬戸市との相違点、どうなっているのかという、そういうご質問でございますが、本市は愛知県の市町村職員退職手当組合に加入をしております。この組合の退職手当条例に基づいて退職金が支給されております。

一方、瀬戸市におきましては、この退職手当組合には加入しておらず、市単独で退職手当条例を施行し、その条例に基づいた退職金を支給いたしております。

市長の退職手当の規定を比較いたしますと、本市の場合は、在職期間の年数に対して100分の540を乗じることになっておりますが、瀬戸市の場合は、100分の590を乗じることになっております。

引き下げ率は、国家公務員と同様になりますので、影響額を試算いたしますと、瀬戸市

の場合が約 390 万円になろうかと思います。そして本市では、約 270 万円になるという試算が出されております。

2番目、共済費について、退職手当負担金は幾らかということでございます。

市長の退職手当の組合の負担金は、給与半額前の全額で算定をすることとなっておりますので、1カ月あたりは 35 万 4,600 円ということになるわけでございます。

そして3番目、1期分の退職手当は幾らかというご質問でございますが、1期分の退職手当は、引き下げ後の率になりますので、現在の給料月額 of 算出でいきますと、約 1,850 万円程度になる、そういうふうな試算が出ております。

以上です。

No.252 ○議長(安井 明議員)

小浮副市長。

No.253 ○副市長(小浮正典君)

私からは、村山議員からご質問のありました広報のあり方と市長だよりについてお答えいたします。

広報のあり方ですけれども、ちょっと一般論を先に申し上げます。

1つ目の役割としてはですね、市民に市政の情報を伝達するということであります。

市政運営の方針とか、あるいは各施策の考え方、内容、効果などについて、適切でわかりやすい情報を提供して、市政に対する市民の理解と信頼を得るということでございます。

2つ目は、市民と円滑なコミュニケーションを行うということです。

市民の皆様からご意見やご提言を受けることによって、それを市政に反映させる。そのための情報提供をして、それをもとに、市民の皆さんからご意見を承るといったためのツールとして、重要な役割を果たしているというふうに思います。

3つ目ですが、広報の役割として、まちの魅力を発信していくということでございます。

これは市民の皆様だけではなくて、市の外に住んでいらっしゃる方にも情報発信をすることによって、市のブランド、あるいは市のいろんな商工者の取り組みであるとか、団体の取り組みであるとか、そういったことを発信していくといった役割があると思います。

こうした広報活動の具体的なツールとして、「広報とよあけ」が中心になってやっているんですけども、そのほかの各種回覧物、これを回覧板の中に入れてたり、そういった印刷媒体のもので、それからホームページ等のネット媒体を活用したもの、それから新聞、テレビ局など報道機関を通じた、いわゆるパブリシティですね、そういったものがあると思います。

何度も申し上げるように、こういった広報活動をやっていく中でのツールとして、やはり広報とよあけというのは、町内会を通じてほぼ全世帯に配布されて、市民生活にかかわりの

深い行政情報を、確実に市民の皆様にご提供できるということでございますから、市の情報発信手段の中で、最も有効な媒体だというふうに考えております。

情報の即時性ということでは、例えば報道機関を通じた広報活動と比べるとですね、遅くなりますけれども、報道機関を通じたパブリシティというのは、あくまで報道機関のほうに編集権がありますので、載るかどうか、どういうふうに乗るのかどうかも、全くわからないということがございます。

一方で、この広報とよあけは、秘書政策課のところで編集をやっておりますので、そういったことで我々の管理のもとですね、正しい情報を市民の皆様にお伝えできる。

それで、市民の皆様からしても、文字媒体になって、しかも冊子になっていきますので、手にとって、ずっとそれも保存できるということで、そういったことで重要な広報媒体だというふうに考えております。

議員のもう一つのご質問である「市長だより」なんですけれども、これは2011年9月1日号、第1回の中にあるんですけれども、これは市長のお考えですけれども、「私」、これは市長のことですけれども、「私の考えや行政のあれこれを市民の皆様にお伝えします。ご感想やご意見をいただきながら質を高め、わかりやすい行政・親しみやすい行政となるよう努力します」というふうでございます。

市政に対して市民の理解と信頼を得て、市民との友好かつ円滑なコミュニケーションを図るべく行っているものでございます。

市民の皆様とのコミュニケーションという部分なんですけれども、私は、この市長だよりで実は最も重要な役割というのは、ある意味、市民の皆様からどの人か、ある意味、顔の見える市長から発信いただくことによって、ご批判も含めてですね、市民の皆様からどんどん意見を承りたいというふうに思っています。

そのための重要な紙面ではないかというふうに思っています。

私の今手元に2013年3月号、まあ最新の号ですけれども、そのところにですね、市長だよりのページのところに、市民の皆様からご感想、ご意見を承る、そういった欄を設けているんですね。

これはメールアドレス、ファクス番号、あるいは郵送で送られてくる際の住所も記載しております。

これは残念ながら、課題が、市民の皆様から市長だよりに対するご意見が余り来ないということなんです。

これはある意味、我々もそういったことで、市民の皆様にもっとご意見を承って、ある意味、ご批判ももっと承らないといけないんですけれども、それができてないというところがございます。

そういったところで、改善をしていく必要はあるというふうに私も考えております。

以上です。

No.254 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
村山金敏議員。

No.255 ○15番(村山金敏議員)

それでは、再質問に入ります。
まず1つ、お願いですが、副市長、もう少しゆっくり、はっきりとしゃべってください。お願いします。
それでは、まず防災、こちらのほうから入ってまいります。
まず1つ目ですね、そのときの市消防本部はどんな対応をされましたか。

No.256 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
成田消防長。

No.257 ○消防長(成田泰彦君)

昨年の8月11日につきましては、警報が発令されて約10分後に、東沓掛区のほうから水が入ってくるということで、消防車2台により対応いたしました。
それが終了後、大久伝のほうからも、そういうことが入りましたが、これについては、市の災害対策本部が対応しているということで、まあ待機いたしまして、その後、消防団を招集して、1、2、3、4分団が詰所待機という方法をとりました。
以上です。

No.258 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.259 ○15番(村山金敏議員)

部長からいろいろ答弁ございましたが、境川ですね、私も、家から高速道路に抜けたあそこまでが近いものですから、ちょうど犬の散歩に行っておったわけなんです。
そうしたら、本当にいつものとおり、底ぎりぎりの深さの水が流れておったわけです。
そこには、ふだんは水鳥なんか結構来てます。サギも来てます。それで、まあいいところだなと思って、いつも散歩はしておるんですが、今回、8月11日は、ものの30分、先ほど79センチだとおっしゃったんですけど、底から見るともう2メートルぐらい、一気にどんと30分ぐらいで上がっていたわけです。

それで、これではおかしいなと思って雨宿りをやめて、すぐ家に帰って、車に乗りかえて排水機場のほうに行ったわけです。

そうしたら排水機場の周辺は、もうちょっと水が浸かっていたというような状況です。

これは、東海豪雨のときもそうですが、三河湾の満潮時だとか、そういったものに当たれば、まあ当然、境川というのは天井川ですからね。よく見れば、もう田んぼのほうが高い。川のほうが高いぐらいな状況なもんですから、上流から水が流れてくれば、上流でしっかりと雨が降れば、すぐ越水してしまうような状況だと思います。

そのためには、まず何をしなきゃいかぬか。

そうしますと、まずは危機管理について周辺市町の情報、水というのは上から下に流れますので、下の情報より上の情報を早くつかんでほしい。

それを住民に、そういった情報をどんなふう伝えるか、伝え過ぎてパニックが起きてもいけませんので。

それともう一つ、そういったことをすれば、まず住民は、とりあえずの心構えができるのではないかと思います、いかがですか。

No.260 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.261 ○経済建設部長(横山孝三君)

昨年8月のケースでは、みよし、特に東郷町がゲリラ豪雨に襲われまして、その影響で境川、それから井堰川ですね、それから天王川の水位が急激に上がりました。

したがって、市内で降った雨が境川に出ていけないと、いきたくてもいけない。逆流して、逆に帰ってきてしまったというような状況が、現実に起きております。

先ほど申しましたけども、住民にいかに早く情報をお出しするかということは、これからも取り組んでまいります。まずとりあえず回転灯ですね、パトライトで、天王川の水位がどれだけ上がってきたんだということを、目に見える形で伝達してまいりたいと考えております。

以上です。

No.262 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.263 ○15番(村山金敏議員)

情報の交換、上流域との情報交換については、これは金のかかる問題でも何でもなくて

す。電話1本でも済みます。「あんたんとこ、今何ミリ降ってるの」と、これだけでいいと思います。

ですから、そういったものはですね、早急に対処していただくことをお願いいたします。

それと、住民はいつまでも我慢してないです。もうこの10年間で、まあ12年間ですか、もう二度も三度も遭っておるわけです。

それは被害がない程度なもんですから、我慢できるんですが、やっぱり市としては、皆さんから税金をもらっている以上は、減税だとかそういったものもいいですけど、市民の安全、生命、財産、安全・安心、これがまず先だと思うんです、市長。

ぜひ、こういったところを先に進めていたただきたいと思いますということで、第1問目を終わります。

次に第2問目、まずですね、特例法の適用期間と、いつからという問題から入っていきます。

その後についての質問ですが、以後は本当にありませんか。延長措置だとか、そういったものを国がとりそうな気がするんですが、私。私だけかもわかりませんが。

No.264 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.265 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

現在、私どもがですね、県庁での説明を受けておる段階では、25年の7月から9カ月間というふうに聞いております。

その後については、今のところ情報がございません。

以上です。

No.266 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.267 ○15番(村山金敏議員)

それでは、これは減額措置、特例法ですけど、これは職員だけではなくて、特別職、議員も一緒ですよ。

No.268 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.269 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まずは、基本は職員であります。

説明会の折には、各市町村の議会に委ねますが、特別職等もやっていただきたいという
ような、そういう趣旨の発言を県の職員から聞いております。

以上です。

No.270 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.271 ○15番(村山金敏議員)

県がそう言っておるということは、国が言っておる、やりなさいということですね。まあ、そ
ういうふうに私も心構えをしておきます。

次、減額措置を講じなかった場合、県が先立ってやってくるとは思いますが、どんなしっ
ぺ返しが、しっぺ返しと言っではいかぬですね、どんな対応をされますか。

No.272 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.273 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

本年の2月の13日に、全国の総務部長会議というのがございました。

これは、各県の総務部長を集めて、総務省のほうで説明会を開いたものであります。

そのときに今、議員がご指摘になったような質問を、ある県のある部長が行った。

要請を受けて、要請どおりカットしなかった場合、不利益な扱いを受けることはないのか
というふうに質問しておりまして、まあ政府としては、今般の減災・防災対策に対する対
応、地域活性化、それから消費税増税を控えていて、そういったことも踏まえて要請してい
るわけではないので、ぜひ対応をお願いしたいということで、政府としては、やってもらわ
なくてもいいという姿勢でお願いしていることはないことだけは理解してほしいというふう
に、このように回答が来ておりまして、今のところ、そういうペナルティーというのは、明ら
かになっておりません。

以上です。

No.274 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.275 ○15番(村山金敏議員)

私は保守系の議員でありまして、国に、今の政府にですね、余りきつく言うわけにはまいりませんが、国としてはいろんな手を打ってくるんじゃないかと、いつもいつも考えております。被害は災害と一緒に、小さくおさめたいなと思っております。

それで、次に退職手当ですが、これは3年間ということですが、これも本当に3年間で済むのかなと思います。そこ、いかがですか。

No.276 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.277 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等についてということで、昨年8月の7日に閣議決定がなされました。

それが現在、地方の職員にも適用されているということで、愛知県などは今年の2月から適用ということで、2月末で退職する職員も出てきたりして、今、新聞等で話題になっております。

私どもが入っております、加入しております愛知県の退職手当組合につきましては、平成25年度から開始ということで、25年度、26年度、まあ27年度ですか、その3年間で現在の調整率100分の104から100分の87に落とすということで、現在、我々がもらっている給料に、今は1.04倍を掛けて、さらに勤続年数を掛けて退職金を求めておったものを、87%の水準まで引き下げる、3年間かかって引き下げると、そういうようなものでございます。

ですので3年間かければ、一応官民格差については400万円埋まるということで、それで終了するというふうに理解をしております。

以上です。

No.278 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.279 ○15番(村山金敏議員)

3年間、1人平均で400万というわけですが、職員さん、皆さん、生活設計を組まれておったと思います。

27年で最高の400万ですか、大変気の毒かなという心情はありますけど、まあこれはの

んでいただくということで、これは終わります。

次に、特別職の退職手当、2番の共済費について、1カ月あたりは35万4,600円ということですが、これは年間にすると424万8,000円ということになります。

そのうち、本人の負担金額はどれくらい、本人の負担金額というのはあるんですか。

No.280 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.281 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

これは全て、事業者側が負担する金額でございます。

以上です。

No.282 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.283 ○15番(村山金敏議員)

1期分の退職手当は幾らかということで、まあ1期4年間で1,850万ということでございますが、1年にすると462万円ということですよ。

市民は、市長さんに、まあ市長さんも選挙を受けられる方で、退職金があるとは思ってみえない方も多いわけですよ、お話ししても。

市民の感覚は、こんなことを言っては申しわけないですけど天下り官僚、それに似たようなイメージを持つわけですよ。4年間で1,850万というと、そうすると、やっぱりそういった感覚を持たれるわけですよ。

幸い、うちの市長はですね、みずから進んで給与を半減されたということで、これは特例ですけど、やっぱり特例というと、ちょっと見にくいもんですから、いっそのこと、6月に一生懸命、伏屋さん、逃げていきましたね、条例が何とかかんとかで。

その特例を取り除いて、条例にしちゃったらどうかなと私は思いますが、いかがでしょうか、そこ。

No.284 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.285 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

市長の給料とあわせて副市長、教育長、あと市議会議員の皆さんの給料を、特別職報

酬委員会というところで審査をいただいております。

それが市長、豊明市長としての給料が幾らが妥当なのかということで、審査をしておっていただいておりますので、それで今、98万5,000円だったと思うんですが、そういう金額が示されている。

あくまで市長は、減額をしたというのは、自分の政治信念に基づく特例ということでございますので、例えば今後ですね、市長がいつかはかわられるんですが、そのかわったときに、次に来た市長が半分だということでは、ちょっとそれはバランスを欠くのかなと。

あと、副市長や教育長と比べても、市長だけが半額にするということになりますと、かなりバランス的に欠いてしまうというふうに考えておりますので、特例条例が妥当なのかなというふうに、私、事務局として考えます。

以上です。

No.286 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.287 ○15番(村山金敏議員)

私はですね、国もそうですが、行政、自治体、常に特例、特例、特例、特例と来るわけです、その場しのぎの。

市長さん、そういった腹づもりでしたら、すっぱりとクリアな姿勢で決めちゃったほうが、私はいいかないと。市民受けもするんじゃないかなと思うんですが、それはそれで置いておいて、市長と、それと、あとお二人の政治家2人、副市長と教育長ですね、こちらについてはまた、別物でもいいかなと思います。

市長さん、例えば少なくともやりたいという人は必ず出てきます。そちらのほうが、もうクリーンな人というんですか、クリアな人が出てくるんじゃないかと私は考えております。

ですから伏屋部長、大変ご迷惑ですけど、ちょっとしっかりとその辺、考えてやっていただきたいなど、前に進めていただけたらなと思っております。

2点目、終わります。

次に3点目、広報。広報のあり方についてと市長だよりでございますが、これは3月1日、川上議員、それと藤江議員だったかな、すみません、名前を間違えました。藤江議員が質問されました。

86.5%の市民が、何らかの形で見ているということでございます。

あり方については先ほど、副市長が早口で得々と説明されました。もうちょっとゆっくり言ってくださいね。

それでですね、私はちょっと視点を変えまして、市長だよりのほうにウエートを置きまして、市長だよりについて質問いたします。

市長だよりについては、先日も答弁があったように、副市長はクリアと言われました。私の考えはダーク、グレーですけど、まあクリアでしょうと。ですから、法的にはクリアです。

しかし市民は、合法かどうかということじゃなくして、我々政治家には高潔さ、クリーンさ、それを求めていると思います。

ですから、こういった議会だよりなんかの一番目にするようなものは、きれいといっているんですが、そういったもので、そういった姿勢でいっていただけたらと思います。

今回、2月1日付で一番問題になったのは、市長だより第18回、「マニフェストの進捗状況について」ということで、水道料金の値下げの中で、現在、値下げ検討の最終段階とある。最終段階ということでもいいんですわ。いいけど、まだこれ、企業長始め副企業長さんと話をしている最中ということでございます。まだ、中部水道企業団議会にも上がっていない議案なんです。

そこでフライング、フライングといっているのかどうかわかりませんが、まあそれを書いてしまう。市長だよりの私物化じゃないかと、私はちょっとそういった気がするんですが、いかがでしょうか。

No.288 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.289 ○市長(石川英明君)

先日からずっとお話をしているんですが、私は検討段階ということ述べさせていただきました。その各論に入る部分というのは1項ですかね、もし触れるなら、「小口の」という部分ぐらいですね。後のことについてはあれですよ。

この間、藤江議員も言われましたよね。大村知事が今出しているのは、これからの医療制度については、1人当たり500円をという、取ろうかというような話だったり、また国のほうの生活保護についても、これは具体的に今後減らしていくようなパーセンテージも出したるわけですよ。

そんな次元からいくと、私は今検討しているということを、まあ私自身の政治姿勢としては、やはり市民の皆さんに知らしめていくということで、「決定」という言葉は一言も入れていません。

検討段階に入っているんだよということと、そういうことによってですね、また、先ほども今、村山議員が言われましたよね、広聴という意味があると。

ですから、やはり双方向でこちらも発信をする、皆さんからも意見をいただく。やはり、そうしたことをしていくためには、その検討段階にあるということを提示をしないと、以前もあれでしょう、公共下水の値上げのときは、値上げをしたいということで、皆さんも多分、各地域に行かれたと思うんですね。

そのことを具体的に市民の声を聞いて、その中で立案をされたというふうに思うんですね。

ですから、市長としては市民の皆さんに公開をする、発信をする。これはやはり当然、していかななくてはならないことであろうというふうに理解しております。

以上であります。

No.290 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.291 ○15番(村山金敏議員)

実は、今回は、市民の方がこの記事を見られて、水道料金値下げかということで聞いてまいりました。

確かに、値下げする方向であるのかどうか、よくわからぬけど、市長がこういうふうを書くのであれば、それぞれの受けとめ方じゃないですかという返事を私はしておきました。

しかしですね、ここで広報を86.5%の方が見ているというのは誇大広告じゃないかなと、これは思うんですが、本当かな、86.5%というのは。

No.292 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.293 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

86.5%と申しますのは、市政情報を何から得たかというので、広報が86.5ということで一番多いということございまして、その視聴率ではございません。もう少し低いと思います、それは。

No.294 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.295 ○15番(村山金敏議員)

何%ですか。

No.296 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.297 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

いや、それが、この前の藤江議員にお答えをしたように、そういった調査をしておりませんので、総合計画のアンケートの折にでもやっていきたいということで、最近、そういう調査がないものですから、ちょっとわからないということでございます。

以上です。

No.298 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.299 ○15番(村山金敏議員)

じゃ、この 86.5%という数字を基本にしまして、そうすると6万人強ですか、の方が、そういった市政情報について目にされ、耳にされていると思います。

その中でですね、人それぞれに判断されますと、3分の1ぐらいは、値下げというふうにとっちゃう方がみえるんじゃないかと私は思います。

ですから、こういった情報というのは、しっかりと精査して、市長がこれ書きたいと言っても、そこをいさめるのが副市長のお仕事じゃございませんか。

No.300 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.301 ○副市長(小浮正典君)

村山議員から厳しいご指摘いただきました。ありがとうございます。

この市長だよりについてですけれども、市長の上の役職というのは、当然ながらいないですね。

ですから、そういった意味で、広報とよあけのほかの掲載記事と比べて、チェックが十分であったかという、やっぱりほかの記事と比べると、チェックが十分ではなかったというふうに我々も反省しております。

この広報とよあけの後ろの紙面を見ると、編集発行者は明確に豊明市行政経営部秘書政策課なんですね。

そういったことであれば、あらゆるページの面で、それぞれの記事全て同様のレベルのチェック、いわゆる校正作業を行っていく必要があると私も思っています。

市長だよりについてもですね、掲載内容が一言一句正しいのか、掲載の時期、あるいは表現の仕方がふさわしいのか否か、そういったことも、市長が執筆された原稿について、

これまでも秘書政策課長以下がチェックしておったんですけれども、やはり相手が市長なので、どうしても遠慮があるというふうに私も思っています。

そういった意味で、これからは秘書政策課の管理者は行政経営部長です。それから、その上は私になります。この2人で今後はチェックしていきたいというふうに思っています。

市長にも、そういった旨はお伝えして了承されております。

結果として、そういったことで正確な情報をお伝えすることによって、行政トップの考えをより市民に正確に、あるいは、市民の方が必要な情報をお伝えすることによって、市民への情報提供サービスが向上する。

で、先ほど申し上げたように、それによって市民の皆様からの批判も、これからどんどん、どんどん受けたいなというふうに思っています。

この市長だよりの「ご意見、ご感想はこちらまで」とはあるんですけれども、何となく遠慮がちに書いているのかなというのがありますので、これも「どしどしお寄せください」みたいな、そういった形の掲載にしたほうがいいのかというふうに私は思っております。

以上です。

No.302 ○議長(安井 明議員)

村山金敏議員。

No.303 ○15番(村山金敏議員)

まずご答弁、ありがとうございました。

それで、この記事の中に最終段階なんて書いてあります。最終段階というのは、ある国ではボタンを押したらロケットが飛んでいったとか、ボタンを押したらもう爆発したと、そのような状況をいうんじゃないかなと私は思います。

ですから、文字もしっかりと改めていただいて、これから載せていただきたいなということと、3月1日の答弁の中でですね、正副企業長会の会合でと、それと懇親の場で決まったような発言をされたんですが、ちょっと私の聞き間違いかもわかりませんが、この話はとんでもない話ですわ、そんなところで決まっちゃったら。

決まるのは、企業長から議会へ提案されて、議会で議決されたときに、これが決まったというふうに私はとっております。

市民を惑わすような表現はだめです。これは改めていただいて、私の質問を終わりますが、今回、神谷参事、それから、どこに見えましたかね、成田局長、それと前田局長、それと野村さん、それと、お控えの間にみえます皆様方、退職、大変ご苦労さまでした。長い間、ご苦労さまでございました。

お礼を申し上げて一般質問を終わります。

No.304 ○議長(安井 明議員)

これにて、15番 村山金敏議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後3時19分休憩

午後3時29分再開

No.305 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
2番 毛受明宏議員、登壇にて質問願います。

No.306 ○2番(毛受明宏議員)

議長のお許しがありましたので、一般質問に入りたいと思います。

その前にですね、きょうの月岡議員、また初日の伊藤市政会代表の質問の中で、教育環境日本一ということで、中央小学校の件は、プレハブの件ですが、甚だ市長の答弁が、これは記憶の中の話になるかもしれませんが、今ごろ新たな方向性を発見とか答弁がありました、やはりこの辺というのは、現場と当局の話がちゃんとできているのかというところが、不思議でしょうがありません。

しっかり、この辺は「教育環境日本一」と言うなら、また満足度というところであるなら、平等な教育環境を整えるのも行政の仕事ではないかと思しますので、よろしく願います。

そして、もう一つがですね、先月の21日早朝に阿野区内で火災が発生しました。

地元区の方からお聞きますと、サイレンの音が小さいとか、これサイレンが鳴ったのかと、そんな話を聞きます。

また、第4分団消防団員の消火活動に当たった団員さんに聞いたところ、新しい無線に慣れていないのか、この辺がふぐあいなのか、やはり一刻を争う火事場でありますので、その辺の整備、また解決を進めていただきたいと思います。

そしていよいよ明後日、3月7日ですけど、中部水道企業団の定例会がありますので、市長、よろしく願います。

さて、まず初めに、豊明駅南の土地利用について質問をいたします。

豊明駅南に存在する豊明の花き市場は、その存在にて「花の街・豊明」と発し、その関係上から市内活性化の一翼に努めております。

しかしながら、花き市場の存在を生かし切れてないんじゃないかと思う、足踏み状態とも映る現実であります。

日本でも有数の存在で、豊明独自でその存在を十分に利用でき、この先、市内活性化

でも有効的に利用できる花き市場であります。生かすも殺すも、その1つは行政の努力も必要だと考えます。

そこで花き市場周辺、豊明駅南の土地利用を図り、花の街・豊明をさらに発展させるためのお考えについてをお聞きいたします。

次に、安心・安全な道路環境確保についてであります。

これは日々、市民からのご要望があり考えてきたのでありますが、いろんな環境や条件で、なかなか一步が踏み出せないのも事実でありまして、私も、豊明市土木課のみならず、愛知県尾張建設事務所にも足を運び、時には、国交省の中部地方整備局にもご相談をしながら、いろいろと考えてきたことではありますが、その過程は多々困難なものもあります。

しかし、毎日の生活で安心・安全に利用しなければならない道路環境でありますので、その辺を考慮していただいて進めるものは進める。例えばできなければ、その説明をしっかりとさせていただき、その辺のお願いを含めた、質問というよりはご要望でございます。

第1に、安心・安全を踏まえた道路環境整備についてですので、この辺についてご答弁をお願いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.307 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.308 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部より、2点についてご答弁申し上げます。

まず最初に、花き市場周辺、豊明駅南の土地利用についてご答弁申し上げます。

第2次都市マスタープランでは、豊明駅周辺地区の周辺整備の1つとして、花き市場を生かした商業拠点整備をプランの中に掲げておりました。

その内容には、花き市場の関連施設といたしまして、一般市民が利用できる小売り機能の集積、ショッピングモールや物流施設の立地を誘導し、新たな商業・物流拠点を形成するというふうになっておりました。

その後、大型ショッピングセンターなどが、法改正により、この地域への誘致が困難となり、都市マスタープランの見直しを余儀なくせざるを得なくなりました。

しかしながら、当地域を花き市場を中心として活性化させることは必要と考えており、フラワーセンターの整備などにつきましては、引き続きマスタープランに残し、実現に向けて研究してまいりたいと考えております。

また、商工会の商業活性化策といたしまして、「花」をテーマとした「花の街・豊明」事業を

行っております。

事業といたしまして、フラワーガーデンコンテスト、コンテナガーデン講習会、田んぼアート及び花市場等を市内各地で実施しております。

今後も、商業活性化事業として、さらなる花の街・豊明のイメージアップへの協力並びに支援に努めてまいります。

続きまして、2点目の安全・安心な道路環境確保についてご答弁申し上げます。

道路は、人が毎日の生活には欠かせない絶対的に必要な施設であり、また、災害時には生命を守る避難路でもあり、緊急車両の通行や救援物資を運搬する貴重な施設であります。

道路は公道と私道を問わず、議員が申されるとおり、常に安全・安心して利用できる道路環境を確保し、整えることが必要であると考えております。

ご質問の、各条例等の影響で整備に至らないケースについてでございますが、市が新たに整備する都市計画道路や、現在管理しております道路につきまして、道路法第30条に基づき、道路の構造の基準について道路構造令にて規定されております。

12月議会においてお認めいただきました地域主権一括法の施行に伴い、市が管理する道路において、道路の技術基準を道路管理者である市の条例で定めましたので、今年の4月1日からは、市の条例にて運用することとなりますが、国の構造令を参酌して運用しておりますので、整備に至らない案件につきまして、条例内容を緩和して道路を整備する考えはございません。

以上で終わります。

No.309 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

毛受明宏議員。

No.310 ○2番(毛受明宏議員)

一通り答弁ありがとうございます。

まず初めに、この道路環境のほうからいきたいと思います。

いろいろこの環境に関しては先ほど、条例制定を12月にしたということではありますが、これはどちらかというとあれですね、道路新設、道路改築の部門ですね。

例えば、いろんな観点で環境というところで見まして、安全な環境というところで見まして、例えば道路の形状ですね。

1本でしか入れなくて、こっちからしか出てこれないという、こういう環境については、市のほうというのはどんな指導というんですか、例えば、平地の区画整理あたりが、初めの段階では入って出てという話で、同じところにしか出てこれない。この辺を、市というのはどう

考えるか、お答えください。

No.311 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.312 ○経済建設部長(横山孝三君)

そういった意味での道路環境と申しますのは、いわゆる旗竿ですね、というのは好ましくなく、双方向に通り返けができる、また双方向からアクセスができるという環境が望ましいわけございまして、民間の開発者に対しましても、そのように指導をしているところでございます。

以上です。

No.313 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.314 ○2番(毛受明宏議員)

私もご相談を受けたのが、どちらかという民間に近いというふうなので、民間開発のほうがこれはいいのかなとは思いますが、やはり今後、こういう問題ですね、ほかでも出てくるような気がいたしますので、その辺のこちらとしての環境整備というか、そういうのもよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、もう一つだけちょっと聞かせてください。

区長要望で道路の改修というか、指定修繕みたいな感じですね、そういうふうで出てくると思ひますが、いろいろな道路環境で。

例えば、区長さんの要望で何々をしてくださいということで出てきたときに、この何々してやるだけなのか、当局側の考えをちゃんとそこに入れてやっているのか、その辺を確認をしたいので、よろしくお願ひします。

No.315 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.316 ○経済建設部長(横山孝三君)

区長要望につきましては、それぞれ大変件数が多いことと、それぞれ内容が違ってまいります。

最近はですね、道路側溝をかさ上げして、特に中部の区画整理の中なんかは、昔の用排水兼用ということですので相当深いわけです。

それを、かさ上げするということが、市のほうといたしましては、区長要望でいただいたことプラス側溝をかさ上げする、例えば側溝をかさ上げするだけじゃなくて、グリーンベルトをつくったり歩道形式にしたり、いろいろ工夫しているところでございます。

以上です。

No.317 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.318 ○2番(毛受明宏議員)

いろいろと見方によって道路というのはすごく変わるものでありまして、実は私も今、いろいろ相談されて私なりに考えたところというのも、例えば電柱1本ですね、これも側溝があって道路側に電柱が入っていれば、これをよけなきゃいけないとなると、やはり車道側へもう1メートル車が膨らむとか、こういう運転者の環境が今度出てくるわけですよ。

その辺というのが、本当にここが危険なんだぞという要望で出てきているわけでありまして、その辺のもととを解消しないと、例えば、電柱を側溝のところに入れて電柱よけを入れたり、そういうことをしていかないと、多分あの解消にはつながらないと思います。

赤く塗ったり、緑に塗ったりとしても、やっぱり運転者の環境があるので、まあ例えば逆もありますね。

電柱があるからスピードが出ないというのもありますので、しかし、これ両方いろいろ考えがありますが、膨らんで危ないというところを一番言われるのは、通学路の付近なんですよね。

その辺の点検ということで先般、村山議員にお骨折りをいただきまして、このかわいの、中央学区の歩道の整備をお願いしましたが、そういうところというのも、やはり市役所も見ていただいて、また、私も私なりの考えでこうだろう、ああだろうとは言わせてもらいますが、その辺の考えを持って、整備していかなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、これはお願いしておきます。

それでは、1枚目の豊明駅の南の土地利用です。

先ほどは南部の話で、前後の話ばかりだったんですけど、今回は豊明駅ということがあります。

第1に、まず初めに、これは確認なんですけど、豊明駅のこの駅舎改修ですね、これというのは、いつ、何年に行われた改修でありますか。

No.319 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.320 ○経済建設部長(横山孝三君)

豊明駅の北口駅前広場と、それから南口駅前広場に分けてございます。

まず都市計画決定は、北側は昭和42年の8月でございます。まあ相当古いわけです。で、駅前広場の完成は平成9年の9月でございます。バス、タクシー用のスペースも用意されたということでもあります。

平成8年の3月に花き市場がオープンしましたので、また同時期に、名鉄の留置線を誘致いたしました。それらをあわせて、名鉄さんが駅舎を、市では南北連絡通路ですね、公共通路を、それぞれ築造させていただきました。

それから南側の駅前広場は、これも花き市場の開場にあわせてオープンする予定でありましたけれども、諸般の事情といいますか、現在は南口のロータリー部分ですね、これはできておりません。

とりあえず駐車場で、月ぎめの駐車場でお貸しておりますけれども、駅前広場のロータリーというものはできておりません。

もともと、県道瀬戸大府東海線の村前交差点から花き市場前を通って、豊明駅南の駅前広場にバスを通すということでありまして、それよりのロータリーの面積を確保しているところでございます。

以上でございます。

No.321 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.322 ○2番(毛受明宏議員)

はい、ありがとうございます。

花き市場はいつ完了しましたかという質問もしようと思ったのですけれども、平成8年の8月ですね。平成8年ですよ、3月。ということは、今現在が17年目ということですか。

17年たってなかなか夢も、いろいろ大店法の規制とかそういうのもかかりまして、できていないということではありますが、この辺から見て1つ思うのが、花き市場を平成8年に誘致して、せっかく駅舎も整備して、北口は整備がしてありますが、北口には立派なモニュメントが今、電気はついてないんですが、あれ多分、花ですよ。

花をイメージして立てたモニュメントであります、やはりこの辺というのは、花き市場ともう少し何ていうんですか、もうちょっと寄り合って、今後を考えていかなきゃいけないなと思いますが、豊明市から花き市場というものに対しての、そのときの位置づけは多分、そういう計画がありました。

現在は、どう位置づけを捉えておるか、お答えください。

No.323 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.324 ○経済建設部長(横山孝三君)

豊明花き地方卸売市場ですね、花きの生産の振興、雇用機会の増大などの地域経済の振興に寄与していただいております。

それから、花の街・豊明づくりの一員として、商業活性化事業並びに豊明市のPR活動にもご協力いただいております、本市に多大なる貢献をしていただいていることは認識しております。

今後につきましても、花・文化のあるまちづくりとして、花き市場を核といたしまして、花のある環境づくりを推進し、豊明市のイメージアップを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

No.325 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.326 ○2番(毛受明宏議員)

もちろん花の街・豊明と、その道路の脇にも書いてあるぐらいなので、やはり花き市場ともう少し手と手を取り合って、花の街ということで進めていっていただきたいというのは、本当に皆さんの要望であります。

そして、南口にはロータリーをつくる、バスを通すという構想があったみたいなんです、今見てみると昇降口、階段ですね、階段とエレベーターまでついて、あのままというのは、かなりもったいないことと思います。

実際は、利用されておるのは数人ぐらいの、数人といったら失礼ですけども、もう少しいると思いますが、花き市場にお勤めになれる方の専用通路みたいな感じになっていませんよね。

なので、やはりこの辺はしっかり次の段階、今までは今までで、例えば計画的には今流れてしまったんですが、先ほど言ったように花の街・豊明、花き市場と、また商工会も頑張っています。その辺と一緒に活性化に努めていっていただきたいなと願うものであります。

そして前後駅もちろん、きょうの質問にあったように、盛り上げていっていただきたいんですけど、いろいろ見方によってなんです、このかいわいの名鉄電車の名鉄の駅ですね、この辺で見ますと、こんなに南のほうに土地があいていて、今から手をかけれるという

環境というのは、ほとんどないんじゃないかなと思っております。

その観点で、いろいろ工夫をしていただいて、あの辺は、土地利用としては少し規制がかかっているところだと思いますけど、その辺というのは、例えば今後考えるなら何ができるかとか、そういうところというのはおわかりですか。

No.327 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.328 ○経済建設部長(横山孝三君)

市街化調整区域における開発行為というのは、都市計画法 29 条できちっと決められておりますので、それに合致したものでないと建設はできません。

ただ、建設というか建築物をつくらない場合においては、そのことは該当されてきませんので、いろいろ方法はあると思いますけども、例えば施設をつくるのであれば、都市公園または農林水産省が進めておられます農業公園、そういったものがまず、検討すべき第一候補かなというふうに考えております。

以上でございます。

No.329 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.330 ○2番(毛受明宏議員)

今、部長のほうから、私もどう質問しようかなと思っていたのですが、都市公園、農業公園なら超えられるだろうというご答弁をいただきました。

やはり、何もなくてもというか、私が以前から言っておる、まあ市長が去年の年末に、自分の肝いりでイルミネーションと軽トラ市とやられたんですけど、そういうスペースの確保とかそういうのは、この都市公園内、農業公園内ではできると思いますので、やはり賑わいを持たせるというのは、私は建物を建てなくても可能だと今は考えております。

そして人がよく集まる。あの沿線では、何かをやっておれば絶対目につく場所なんですよ。あんない場所はないと思いますので、今後、こういう都市公園、農業公園という、きょう一番いい答えをいただきましたので、その構想を持っていただいて進めていただきたいと思います。しかし、いろんな観点でこの南部地域というのは、先ほどの村山議員の東海豪雨の件もありますが、やはりいろんな影響を及ぼした、また東日本大震災では液状化の関係とかいろんな関係で、またもや2年前に、ちょっと計画が変わってしまったというところがありますので、その辺の防災対策ということで考えて、進めていかなければならないと思います。

またもう一つが、専門職員って、こういう突然質問なんですけど、専門職員5年間の間に、こういうことというの、例えば、先ほどは前後駅だけの話だったんですけど、この辺というのは大丈夫なものなんですか、その方たちにあずけても。

部長、お答えください。

No.331 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.332 ○経済建設部長(横山孝三君)

北部、南部に限らず、市内全域について検証してまいりたいと、また新しい計画を立案するために今度、任期付ではありますけども、専用の職員を雇用するということにしておりますので、そこら辺で開発の可能性ですね、これを探っていくことと、さらには次期総合計画及び都市マスタープランに位置づけないと、これは事業化になってまいりませんので、その観点で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

No.333 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.334 ○2番(毛受明宏議員)

それでは、その辺も兼ねてよろしくお願ひしたいんですが、16年という月日が、もうあっという間に流れてしまって、多分、そのころは部長も建設部のどっかの課だったですよ。

いろんな事業を進める中で、現在、ここに携わった職員というのは、もうリミットぐらいですよ。あと5年程度で皆さん、また退職されてしまうということでありますので、やはりこれは早いところ一歩でも進めるというのは、僕は本当にいいんじゃないかなと思いますし、例えば部長、こういう話は聞いてないですか。

その開発に携わった職員さんは、そのころっていうのは、どういう思いで、大きな多分開発だと思います。

聞くとところによると、もう少し大きかったという話だったんですが、あそこだけということになりまして、今後こういう開発をして、豊明駅というのはどういうふうになるかとか、そういうのというのは、今、建設部におられますかね、そういう職員さん。その方から、そういう話は聞いたことはないですか。

また多分、例えばあのころは都市開発課と下水道課もありましたっけ。課が飛んではいますが、やはりいろんな面でこういうことに関して、例えば携わった、また近くにいた部長と

しての、この開発についてですね、そのころは、どう思ってやっておられたかというのは、お答えできますか。

No.335 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.336 ○経済建設部長(横山孝三君)

外山市長さんですが、よくご努力されたというふうに承知しております。

そのころ「全市公園化」ということを言われまして、それで花き市場を豊明にということがあります。

瀬戸大府線と正戸川の間ですね、最初はそっちもどうかということでしたけども、まあ名古屋市さんとの力関係とか、いろいろ事情がございまして、現在のところに誘致ができたということでございます。

駅の南側につきましては、県道阿野名古屋線ですか、大外の大脇のほうまでぐるっと回っていくという路線が、県道として整備していただきましたので、そちらが一応メインとなると。

で、花き市場の前は、まあ道路はできましたけども、川は越せなくております。そこら辺が我々もじくじたる思いがあるんですが、あと周辺整備につきましては、いろんな方が言われましたけど、築地の場外市場ですね、築地の場合は食べ物なんですけども、花についても、ああいうことができないかということで、JA経済連さんが一時、施設をつくられて、お店をつくられて、やりかけられたんですが、それもいろんな事情があつて、頓挫している状況でございますので、ぜひ、そこら辺を法的に合法的なことでやっていければ、一番いいというふうに考えております。

以上でございます。

No.337 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.338 ○2番(毛受明宏議員)

今、これをなぜ聞いたかということ、部長もあと何年かで退職されてしまいますよね。

やっていないとは思わないんですが、やはり過去に開発行為に携わった職員ということで、市役所内部だけでとどまらず、いろんな交渉とかそんなことで外に出て、皆さん、市民のほうから育てられた職員さんというのはいたと思いますし、現在の監査の前田さんあたりなんかも、特にそうだと私は思っております。

なので、こういうところの職員が伸びていかなきゃいけないところでありまして、1つのきっかけづくりにもなると思うんですよ、こういうことというのは。

なので今後、こういう開発行為、なかなか大きなものはできないと思いますが、部長あたりが入社したころは、入社というか入られたころは、たしか豊明団地とかその辺もやっておられた時代ですよ。大変苦労したという話をOBさんからよく聞きます。

しかし、こういう開発行為、例えば豊山の工業団地とか、いろいろ構想があるみたいですが、こういうことに対しても職員がかけ合うという面で、自分のレベルアップですね、を、多分こういうことをしておればやっていけるといいますので、地域担当職員ではありません、これはまた別問題であります。目的が1つということで。

なので、こういうことを、やはり夢は残して職員の育成もして、また公園なら公園ということで憩いの場ですね、また花き市場と連携して活性化に努めていくというのが必要じゃないかなと思っておりますので、今後、いろいろ引き継ぎ引き継ぎで、どんどん、どんどん、ベテランさんがいなくなっていく市役所でありますので、その辺もやっぱり考えていってほしいと思います。

一応、これで質問は終わりますが、まあ私が最後の一般質問者なので、最後にお礼を言いたいと思います。

名前はちょっと村山さんほど言えませんが、今期限りで退職される皆様、40年余ですね、豊明市のためにご努力をいただきまして、ありがとうございました。

第2の人生も決して華やかではないとは思いますが、自分自身のためにですね、頑張っていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

No.339 ○議長(安井 明議員)

これにて、2番 毛受明宏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は3月6日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時1分散会

